

平成25年度

横浜市における騒音・振動の
定点測定結果報告書

—道路・新貨物線・新幹線・環境・航空機—

横浜市環境創造局

はじめに

この報告書は、平成 25 年度に行った道路交通、新貨物線鉄道、新幹線鉄道、環境及び航空機に関する騒音・振動の測定結果をとりまとめたものです。

平成 25 年度において、道路交通騒音は定点 30 地点、面的評価の 9 路線、新貨物線鉄道は騒音 1 地点及び振動 4 地点、新幹線鉄道は騒音・振動とも 8 測線 24 地点、環境騒音（一般環境）は 51 地点、航空機騒音は 2 地点で定点測定を実施しました。

なお、環境騒音測定は 5 か年で一巡する計画であり、鉄道騒音・振動に関する調査を 1 回（1 か年）、一般環境騒音調査を 3 回（3 か年）実施しています。本年度は一般環境騒音調査（北部）を実施しました。

この報告書が騒音・振動対策を始めとして広い分野で御活用いただければ幸いです。

平成 26 年 11 月
横浜市環境創造局長
大 熊 洋 二

目 次

第1	道路交通騒音測定結果	
1	騒音の測定	1
2	面的評価	6
第2	横浜新貨物線（東海道貨物線）の騒音・振動測定結果	
1	目的	9
2	測定地点等	9
3	測定方法	9
4	測定結果	12
第3	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	
1	目的	19
2	測定地点	19
3	測定方法	20
4	測定結果	24
第4	環境騒音測定結果（一般環境騒音調査）	
1	目的	29
2	調査対象	29
3	測定方法	29
4	調査期間等	29
5	調査結果	29
第5	航空機騒音測定結果	
1	騒音観測装置による測定	35
2	米空母の横須賀港入港時における本市への騒音についての影響	46
3	航空機騒音に係る苦情	48
4	関係資料	49
第6	参考資料	
1	騒音に係る環境基準	51
2	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における 自動車騒音の限度	53
3	騒音に係る環境基準の地域の類型等	55
4	新幹線鉄道騒音・振動の基準等	56
5	航空機騒音に係る環境基準等	59

第 1 道路交通騒音測定結果

第1 道路交通騒音測定結果

1 騒音の測定

騒音規制法第18条（常時監視）に基づき、市内幹線道路の環境基準の達成状況等を把握するため、面的評価の対象路線について騒音測定を実施した。

(1) 測定場所

図1-1（表1-1）に示した30地点

(2) 測定時期

平成25年10月～11月（表1-1）

(3) 測定機器

積分型騒音計（NL-06 リオン株式会社製）

(4) 測定方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」Ⅱ地域評価編（道路に面する地域）に定める方法により、①等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）及び②時間率騒音レベル {中央値（L50）、90%レンジの上端値（L5）及び下端値（L95）} を算出するために、1時間ごとに10分間の測定を6回行った。このうちサイレン音や宣伝放送等によると思われる異常値を除いた有効な実測値をエネルギー平均（等価騒音）又は算術平均（時間率騒音）することにより求めた。

なお、測定期間はいずれも平日で、3日間の連続測定を実施した。

(5) 測定結果

ア 時間区分帯別の騒音レベルと基準値との比較

（昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00）

各測定場所における時間区分帯別の測定結果と環境基準値の比較結果を表1-2に示した。

イ 測定地点における環境基準及び要請限度の適合状況

各測定の騒音レベルと環境基準値の適合割合を図1-2、時間区分帯別にまとめたものを図1-3に示した。

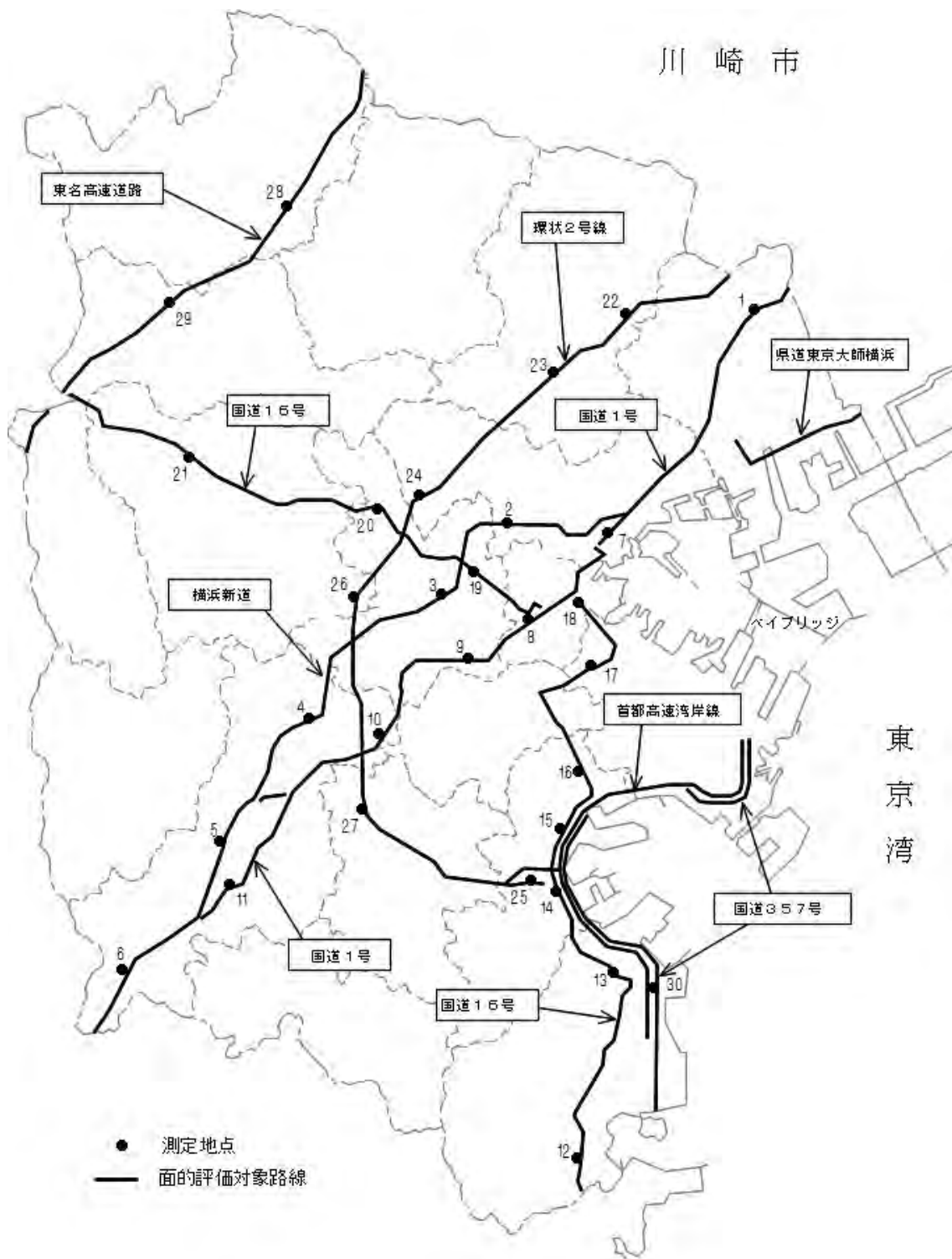


図1-1 道路交通騒音測定地点及び面的評価路線

表1-1 騒音測定場所

No.	測定場所	路線名	用途地域	測定期間	車道端-マイク距離 (m)		防音壁	舗装種別	車線数
					水平	鉛直			
1	鶴見区下末吉二丁目	国道1号	準工業	2013/11/12~11/15	5.1	2.4	-	低騒音舗装	4
2	神奈川区三ツ沢中町		近隣商業	2013/11/12~11/15	5.7	1.9	-	アスファルト	4
3	保土ヶ谷区仏向町	国道1号	第1種住居	2013/10/29~11/1	25.0	16.0	有	アスファルト	8
4	戸塚区品濃町	(横浜新道)	準住居	2013/10/29~11/1	8.2	5.3	-	低騒音舗装	4
5	戸塚区戸塚町		第1種住居	2013/10/29~11/1	13.0	2.2	-	アスファルト	6
6	戸塚区原宿四丁目		準住居	2013/10/29~11/1	7.5	2.2	-	アスファルト	4
7	神奈川区桐畑		商業	2013/11/12~11/15	5.5	2.9	-	低騒音舗装	4
8	西区浜松町	国道1号	商業	2013/11/12~11/15	9.9	2.0	-	低騒音舗装	5
9	保土ヶ谷区保土ヶ谷一丁目		近隣商業	2013/10/29~11/1	4.1	2.2	-	アスファルト	3
10	戸塚区平戸町		準工業	2013/10/29~11/1	3.1	2.2	-	アスファルト	2
11	戸塚区戸塚町		第2種住居	2013/10/29~11/1	4.4	1.7	-	アスファルト	2
12	金沢区泥亀二丁目		近隣商業	2013/10/21~10/24	4.1	2.2	-	低騒音舗装	4
13	金沢区富岡東三丁目		第2種住居	2013/10/22~10/25	2.9	2.4	-	低騒音舗装	2
14	磯子区森三丁目		近隣商業	2013/10/22~10/25	5.6	3.1	-	低騒音舗装	4
15	磯子区磯子三丁目		近隣商業	2013/10/22~10/25	4.7	1.8	-	アスファルト	4
16	磯子区滝頭三丁目		近隣商業	2013/10/22~10/25	3.5	4.1	-	アスファルト	4
17	中区曙町2丁目	国道16号	商業	2013/11/12~11/15	7.0	1.5	-	低騒音舗装	4
18	西区桜木町5丁目		商業	2013/11/12~11/15	4.3	1.8	-	低騒音舗装	6
19	保土ヶ谷区川辺町		近隣商業	2013/11/12~11/15	4.4	2.5	-	アスファルト	4
20	保土ヶ谷区東川島町		第2種住居	2013/11/19~11/22	5.5	2.7	-	アスファルト	2
21	旭区都岡町		第2種住居	2013/11/19~11/22	4.0	3.5	-	アスファルト	2
22	港北区師岡町		準住居	2013/11/12~11/15	3.5	2.4	-	低騒音舗装	4
23	港北区大豆戸町		近隣商業	2013/11/19~11/22	5.8	2.2	-	低騒音舗装	6
24	神奈川区羽沢南四丁目		第1種住居	2013/11/19~11/22	13.0	1.3	-	低騒音舗装	6
25	磯子区森二丁目	環状2号線	近隣商業	2013/11/26~11/29	4.3	2.3	-	低騒音舗装	4
26	旭区市沢町		準住居	2013/11/19~11/22	8.1	1.3	有	低騒音舗装	6
27	港南区下永谷五丁目		準住居	2013/10/29~11/1	10.0	1.4	-	低騒音舗装	7
28	青葉区あざみ野南一丁目	東名高速道路	第1種住居	2013/11/19~11/22	5.0	2.2	有	アスファルト	6
29	緑区十日市場町		第1種住居	2013/11/19~11/22	14.0	9.2	有	低騒音舗装	6
30	金沢区幸浦一丁目	国道357号 首都高速湾岸線	工業	2013/10/21~10/24	5.6	2.5	-	アスファルト	4 6

表 1 - 2 測定結果と環境基準値との比較

No.	路線名	測定結果(dB) (LAeq)		環境基準値との比較			
		昼間	夜間	地域の 類型※1	特例適用 ※2	差(dB) (LAeq)	
						昼間	夜間
1	国道 1 号	68	65	C	○	-2	0
2		71	69	C	○	1	4
3	国道 1 号 (横浜新道)	56	52	B	○	-14	-13
4		75	73	B	○	5	8
5	国道 1 号	73	72	B	○	3	7
6		72	74	B	○	2	9
7		72	69	C	○	2	4
8		66	65	C	○	-4	0
9		71	71	C	○	1	6
10		71	70	C	○	1	5
11		69	64	B	○	-1	-1
12		67	63	C	○	-3	-2
13	国道 16 号	69	66	B	○	-1	1
14		71	68	C	○	1	3
15		66	62	C	○	-4	-3
16		70	66	C	○	0	1
17		69	69	C	○	-1	4
18		68	66	C	○	-2	1
19		69	65	C	○	-1	0
20		66	63	B	○	-4	-2
21		68	66	B	○	-2	1
22	環状 2 号線	71	67	B	○	1	2
23		67	64	C	○	-3	-1
24		70	68	B	○	0	3
25		66	62	C	○	-4	-3
26		58	56	B	○	-12	-9
27		69	68	B	○	-1	3
28	東名高速道路	66	66	B	○	-4	1
29		58	57	B	○	-12	-8
30	国道 357 号 首都高速湾岸線	67	63	C	○	-3	-2

※1 地域の類型については、「第 6 参考資料」を参照

※2 特例適用の項の○地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当

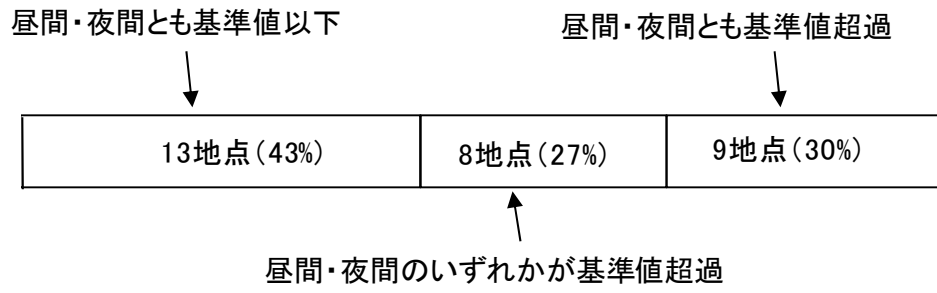


図1-2 環境基準値との比較

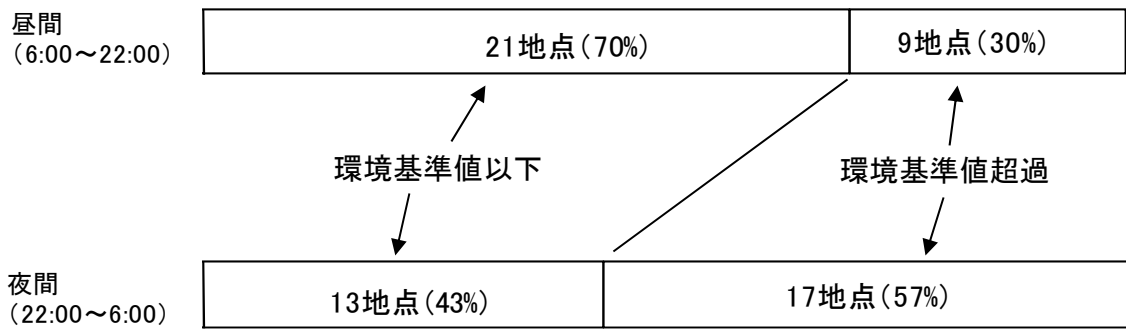


図1-3 時間区分帯別環境基準値の比較

2 面的評価

道路交通騒音の面的評価は、本市における道路交通騒音測定の実測値等を基に騒音の減衰式を用いて住居等における騒音レベルを推計し、環境基準に適合する戸数及び割合を求めている。

なお、面的評価は平成15年度から始まり、本市内の主要幹線道路について5年をかけて順次実施している。

(1) 評価の方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」Ⅱ地域評価編（道路に面する地域）に定める方法により、道路端から50mまでの範囲内にある住居等を対象とし、それらが受ける騒音レベル等を基に推計し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求める（以下、「面的評価」という。）ことにより行った。

また、近接空間（2車線の道路は道路端から15m、2車線を超える道路は道路端から20mの範囲）について同様の評価を行った。

(2) 評価路線

図1-1に示す9路線（総延長146.1km）について評価を行った。

(3) 評価結果

路線別の面的評価結果「全体」を表1-3に示し、「近接空間」の評価結果を表1-4、時間区分帯別環境基準適合戸数を図1-4に示した。

表 1 - 3 路線別面的評価結果（全体）

路線名	評価 道路 長 km	住居等 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合		昼間のみ 環境基準適合		夜間のみ 環境基準適合		昼間・夜間とも 環境基準超過	
			適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%
東名高速道路	13.3	4,647	3,691	79.4	335	7.2	0	0.0	621	13.4
首都高速湾岸線 +国道 357 号	24.9	1,904	1,658	87.1	185	9.7	16	0.8	45	2.4
横浜新道	9.6	3,541	2,857	80.7	95	2.7	5	0.1	584	16.5
国道 1 号	37.7	28,947	22,838	78.9	4,136	14.3	4	0.1	1,969	6.8
国道 16 号	32.3	28,324	26,574	93.8	1,396	4.9	9	0.1	345	1.2
首都高速神奈川 1 号 横羽線 +県道東京大師横浜	3.2	1,124	1,117	99.4	6	0.5	0	0.0	1	0.1
環状 2 号線	25.1	14,781	12,172	82.3	1,503	10.2	0	0.0	1,106	7.5
合計	146.1	83,268	70,907	85.2	7,656	9.2	34.0	0.1	4,671	5.6

※ 割合が 0.1%に満たない項目は 0.1%とした。

※ 首都高速湾岸線と国道 357 号、首都高速神奈川 1 号横羽線と県道東京大師横浜は並行しているため、一括で評価を実施した。

表 1 - 4 路線別面的評価結果（近接空間）

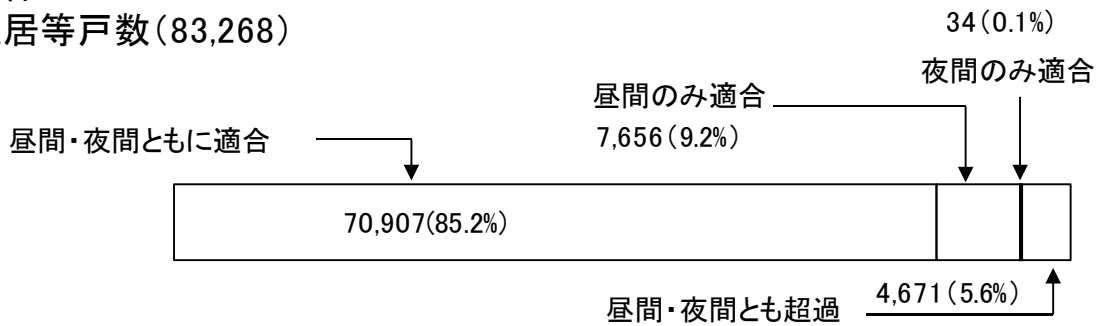
路線名	評価 道路 長 km	住居等 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合		昼間のみ 環境基準適合		夜間のみ 環境基準適合		昼間・夜間とも 環境基準超過	
			適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%
東名高速道路	13.3	908	685	75.4	42	4.6	0	0.0	181	19.9
首都高速湾岸線 +国道 357 号	24.9	141	114	80.9	27	19.1	0	0.0	0	0.0
横浜新道	9.6	568	440	77.5	19	3.3	0	0.0	109	19.2
国道 1 号	37.7	13,107	8,840	67.4	2,836	21.6	3	0.1	1,428	10.9
国道 16 号	32.3	12,651	11,007	87.0	1,338	10.6	0	0.0	306	2.4
首都高速神奈川 1 号 横羽線 +県道東京大師横浜	3.2	365	358	98.1	6	1.6	0	0.0	1	0.3
環状 2 号線	25.1	5,699	4,298	75.4	700	12.3	0	0.0	701	12.3
合計	146.1	33,439	25,742	77.0	4,968	14.9	3	0.1	2,726	8.2

※ 割合が 0.1%に満たない項目は 0.1%とした。

※ 首都高速湾岸線と国道 357 号、首都高速神奈川 1 号横羽線と県道東京大師横浜は並行しているため、一括で評価を実施した。

全体

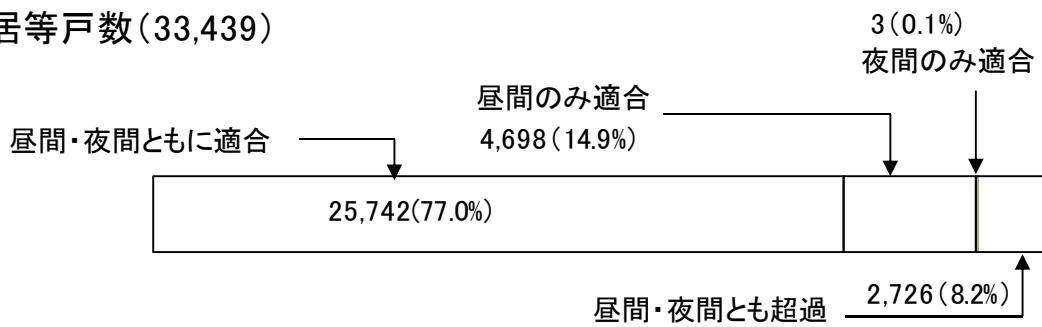
住居等戸数(83,268)



※割合が0.1%に満たない項目は0.1%とした

近接空間

住居等戸数(33,439)



※割合が0.1%に満たない項目は0.1%とした

図1-4 時間区分帯別環境基準適合戸数(面的評価)

第 2 横浜新貨物線（東海道貨物線） の騒音・振動測定結果

第2 横浜新貨物線（東海道貨物線）の騒音・振動測定結果

1 目的

本測定は、横浜新貨物線の沿線における騒音及び振動の実態を把握するため、昭和54年の開通以来、継続して実施している。

2 測定地点等

本調査は昭和55年度より騒音測定を3地点、振動測定を12地点（騒音測定3地点を含む）において開始した。調査開始当初は年間12地点での測定を実施していたが、昭和62年度からは年間2～6地点での測定を実施しており、本年度は4地点で実施した。測定地点は図2-1に示した。

騒音計のマイクロホンは原則として軌道に面し、かつ住居の用に供される建物から1m軌道側へ、又は敷地境界の地点における鉛直線上で騒音の影響が最も大きくなると予測される位置に設置した。

また、振動の影響が最も大きくなると予測される住居の敷地内で、よく突き固められた場所に振動計のピックアップを設置した。

3 測定方法

(1) 測定方法

本測定はデジタル測定機器等による連続測定で、表2-1に示す測定方法に準じて実施した。

振動については振動レベル計及びコンピュータを用い、各地点の特性に応じて30～40dBの設定レベル以上の振動が20秒以上計測された場合、貨物列車が通過しているとみなして水平（軌道に対して 直角；X方向、平行；Y方向）及び上下（Z方向）の3方向の振動レベルを測定した。

また、騒音については普通騒音計及びコンピュータによりモニターチャンネルに同期された時間内における貨物列車通過の際の騒音レベルを測定した。

(2) 評価方法

騒音及び振動の評価は、就眠時（22～24時）及び覚醒時（5～7時）のそれぞれの時間帯において記録された全貨物列車の騒音レベル及び振動レベルを算術平均して行った。

(3) 使用計測器

普通騒音計（NL-21 リオン株式会社製）

振動レベル計（VR-6100 株式会社小野測器製）



図 2 - 1 横浜新貨物線測定地点図

表 2 - 1 横浜新貨物線の騒音・振動測定方法等

項目	騒音	振動																				
測定機器	計量法（平成 4 年法律第 51 号） 第 71 条の条件に合格したもの	計量法（平成 4 年法律第 51 号） 第 71 条の条件に合格した 「振動レベル計」（JIS-C-1510）																				
動特性	F A S T	振動レベル計の動特性																				
感覚補正等	周波数補正は A 特性	測定成分は上下動（Z）及び 水平動（X、Y）																				
測定列車数	就眠時（22～24 時）及び覚醒時 （5～7 時）の二時間区分に通過 する列車数（10 列車以上）	同左																				
指示値の 読みとり	列車通過時から 5 秒後のレベル の最大部分の 20 秒間の平均値（5 秒ごとの瞬時値の平均値）を d B で読みとる。	列車通過時における上下動、水平 動の尖頭値を d B で読みとる。																				
指示値の 補正	列車騒音と暗騒音との指示値の 差が 10dB 未満の場合は下表によ り列車騒音の指示値を補正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指示値 の差</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6～9</td> </tr> <tr> <td>補正值</td> <td>-3</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-1</td> </tr> </table>	指示値 の差	3	4	5	6～9	補正值	-3		-2	-1	列車振動と暗振動との指示値の 差が 10dB 未満の場合は下表によ り列車振動の指示値を補正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指示値 の差</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6～9</td> </tr> <tr> <td>補正值</td> <td>-3</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-1</td> </tr> </table>	指示値 の差	3	4	5	6～9	補正值	-3		-2	-1
指示値 の差	3	4	5	6～9																		
補正值	-3		-2	-1																		
指示値 の差	3	4	5	6～9																		
補正值	-3		-2	-1																		
目標値*	55 d B 以下	上下動（Z） 59 d B 以下 水平動（X、Y） 51 d B 以下																				
備考	上記測定方法については、「国鉄横浜新貨物線の沿線地域におけ る環境基準等に関する技術小委員会答申（昭和 48 年 1 月 20 日）」 及び「国鉄横浜新貨物線の騒音対策について（報告）（昭和 53 年 8 月 8 日）」による。																					

* 国鉄と横浜市長との協定に基づく協定値である。

4 測定結果

測定結果を表 2-2 に示した。

(1) 騒音・振動レベル区分別、鉄道構造別測定地点数

平成 25 年度は振動 4 地点、騒音 1 地点において実施し、その構築構造及び軌道構造を表 2-2 に示した。

上下振動については、羽沢地区【地点番号 11】及び猪久保 1 地区【地点番号 13】の 2 地点（就眠時 54/52 d B、覚醒時 55/51 d B）で 50 d B を超えていたが、目標値の 59 d B は超えていなかった。

水平振動については、29~48 d B と目標値の 51 d B を超えていなかった。

騒音については就眠時に目標値である 55dB と同じ測定結果であったが、覚醒時は 54dB と目標値をわずかに下回った。

(2) 騒音・振動レベルの経年変化

全地点の振動測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、振動方向別に表 2-3-1 並びに表 2-3-2 に示した。

また、年度ごとの振動測定結果平均値を時間区分別に図 2-2-1 並びに図 2-2-2 に示した。併せて、本年度測定を実施した 4 地点における振動測定結果について同じく時間区分別、振動方向別に図 2-3-1 並びに図 2-3-2 に示した。

騒音測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、測定地点別に表 2-4-1 並びに表 2-4-2 及び図 2-4-1 並びに図 2-4-2 に示した。

表2-2 横浜新貨物線の騒音・振動測定結果

地区	番号	測定期間	測定場所	用途地域	杆程 (k m)	構築 構造	軌道構造	上下線 中心線 からの距離	就眠時 (22~24時)			覚醒時 (5~7時)			備考	
									振動 dB	X	Y	Z	振動 dB	X		Y
岸谷	1	H25.11.14 ~11.28	鶴見区岸谷二丁目	第2種 中高層住居	2.241	トンネル	フローティング スラブ	右15m	29	28	36	30	29	37	—	
篠原	6	H26.2.13 ~2.27	港北区篠原西町	第1種 低層住居	5.670	トンネル	フローティング スラブ	右23m	38	36	41	37	37	41	—	
羽沢	11	H25.11.28 ~12.12	神奈川区三枚町	市街化調整	8.200	掘割 (防音壁)	標準バラスト	左25m	46	47	54	47	48	55	54	
猪久保	13	H26.1.30 ~2.13	保土ヶ谷区坂本町	第1種 低層住居	11.683	トンネル	防音振 バラスト	右8m	44	45	52	44	43	51	—	

注1) 杆程：鶴見駅を起点とした軌道延長距離

注2) 鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が右側を「右」、左側を「左」と表示

注3) 水平振動のうち軌道に対して直角方向は「X」、平行方向は「Y」、上下振動は「Z」と表示

表2-3-1 横浜新貨物線振動測定結果の経年変化【就眠時(22~24時)】

X方向

(単位: dB)

番号	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1 鶴見区岸谷二丁目	41	41	41	41	40	39	40	41	41	39	39	41	38	38	38	33	38	(28)	31	33	31	27	30	30	30	31	31	30	30	30	30	30	29		
2 神奈川区西寺尾四丁目	38	44	42	43	43	44	43	40	42	42	45	43	45	45	45	33	33	33	45	45	43	45	45	46	46	44	44	44	44	44	40				
4 神奈川区松見町	41	38	37	39	41	43	44	44	45	45	45	43	43	43	45	45	45	45	45	45	43	45	45	46	46	44	44	44	44	44	44	44			
5 津北区仲手原二丁目	35	34	33	32	34	34	33	35	33	33	33	32	32	33	33	33	32	32	35	35	33	33	32	32	33	33	33	33	33	31	31	31	38		
6 津北区篠原町	35	39	39	40	40	39	38	39	39	35	35	38	38	37	37	38	38	38	38	38	38	39	39	37	37	36	38	38	38	32	32	34	34		
8 津北区岸根町	48	48	49	49	50	50	50	50	49	49	45	45	43	44	44	49	45	45	45	52	52	48	48	48	49	49	52	52	52	49	49	49	49	49	
9 神奈川区片倉五丁目	49	49	49	49	49	49	49	50	50	50	50	50	49	49	50	50	53	53	53	52	52	49	49	50	50	50	47	47	45	45	45	46	46	46	
11 神奈川区三枚町	48	50	49	50	51	50	50	55	55	53	53	50	50	53	53	52	52	52	53	52	52	49	49	50	50	47	47	45	45	45	45	40	40	46	
12 保土ヶ谷区上皇川二丁目	41	42	42	42	39	41	41	42	40	40	40	40	43	38	38	39	39	39	40	40	40	40	41	41	41	40	40	39	39	40	40	40	44	44	
13 保土ヶ谷区坂本町	44	44	44	44	45	42	45	42	45	42	42	43	43	39	39	40	40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	40	40	46	46	46	46	44	44	
14 保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目	45	43	42	44	44	44	44	44	44	41	41	41	42	43	43	41	43	42	45	45	44	43	42	42	38	42	42	41	41	40	40	41	40	42	40
X方向平均値	43	44	43	44	44	44	44	44	44	43	44	42	43	43	43	41	43	42	45	44	43	41	42	42	43	43	40	39	40	41	40	41	40	42	40

Y方向

(単位: dB)

番号	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1 鶴見区岸谷二丁目	42	39	43	38	42	41	40	42	42	41	41	35	43	39	38	37	37	(29)	29	29	31	28	28	30	30	32	31	29	29	33	32	32	28		
2 神奈川区西寺尾四丁目	41	39	38	39	41	42	43	44	44	44	44	43	43	43	43	43	43	44	44	43	43	45	45	45	45	45	40	40	38	38	38	38	38	38	
4 神奈川区松見町	33	32	32	34	32	33	31	33	30	30	30	30	35	31	36	29	28	28	29	29	29	29	38	38	36	36	37	28	28	28	28	28	28	36	
5 津北区仲手原二丁目	37	37	38	36	38	38	37	35	35	34	34	32	35	35	36	38	38	38	38	38	38	38	38	36	36	37	37	37	37	37	37	37	37	36	
6 津北区篠原町	47	49	50	53	52	50	50	50	44	44	44	52	42	50	43	49	51	51	47	47	46	46	46	46	46	46	48	48	25	25	48	48	27	27	
9 神奈川区片倉五丁目	48	45	45	46	47	47	44	44	44	44	44	47	42	46	43	44	44	44	47	51	51	51	47	47	47	47	48	48	47	47	47	46	46	46	
10 神奈川区片倉四丁目	48	47	47	47	49	47	47	46	47	47	47	47	50	46	51	52	52	53	52	50	50	50	50	49	49	49	48	48	47	47	47	47	47	47	
11 神奈川区三枚町	49	48	47	47	50	49	49	53	53	51	51	37	50	36	36	36	36	36	34	34	34	36	36	36	36	37	39	36	36	36	37	37	37	47	
12 保土ヶ谷区上皇川二丁目	37	38	37	36	36	36	36	39	37	37	37	37	45	37	37	37	37	37	36	36	38	38	41	41	38	38	39	39	45	45	45	45	45	45	
13 保土ヶ谷区坂本町	42	44	44	44	45	42	43	43	43	42	42	40	45	36	37	37	37	40	40	48	48	42	42	42	42	42	36	34	34	35	35	35	35	35	
14 保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目	44	43	43	43	41	42	42	42	44	41	41	43	41	40	42	39	42	40	44	44	41	41	39	42	42	41	41	38	36	36	35	35	37	39	
Y方向平均値	42	42	42	42	43	43	43	42	44	41	43	41	43	40	42	39	42	40	44	41	41	39	42	42	42	41	41	38	36	41	36	39	38	38	37

Z方向

(単位: dB)

番号	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1 鶴見区岸谷二丁目	46	47	48	47	48	47	47	47	48	47	47	45	45	44	44	44	44	(38)	39	42	39	38	38	39	39	39	38	37	37	37	37	36	36		
2 神奈川区西寺尾四丁目	48	49	48	49	50	49	48	48	48	49	46	46	48	48	45	45	46	46	45	42	47	46	46	50	50	50	44	49	49	51	51	51	51	51	
4 神奈川区松見町	43	44	45	45	46	46	45	46	46	45	45	47	47	45	45	45	45	45	45	47	47	45	45	44	44	44	44	40	41	41	41	41	41	41	
5 津北区仲手原二丁目	44	44	44	44	43	43	43	43	40	42	42	42	42	42	42	42	42	41	43	47	44	42	44	43	43	40	39	39	36	36	36	36	36	36	
6 津北区篠原町	43	44	44	44	43	43	44	42	40	41	41	42	42	42	42	42	42	42	43	43	44	44	44	43	43	43	43	43	43	43	41	41	41	41	
8 津北区岸根町	54	56	53	53	53	54	54	53	53	52	52	56	51	52	51	52	53	53	54	57	55	51	54	54	54	54	53	38	53	53	53	38	38	54	
9 神奈川区片倉四丁目	56	56	59	55	57	57	56	56	64	57	61	59	59	53	51	55	61	59	60	60	63	61	61	58	58	55	55	54	54	54	54	54	54	54	
10 神奈川区三枚町	60	60	61	61	59	62	63	64	64	61	61	59	59	60	60	47	61	61	60	60	63	63	61	61	58	58	55	55	54	54	54	54	54	54	
12 保土ヶ谷区上皇川二丁目	50	50	50	47	49	50	49	49	50	49	48	48	46	46	46	47	46	46	46	47	47	48	50	53	53	53	53	53	44	44	44	44	44	44	
13 保土ヶ谷区坂本町	50	51	50	51	52	50	51	50	50	50	50	50	50	50	46	46	46	46	45	45	48	48	50	53	53	53	53	53	44	44	44	44	44	44	44
14 保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目	51	53	51	51	51	50	51	50	51	47	50	49	49	44	48	48	48	48	48	52	52	47	47	48	48	45	45	46	47	47	47	47	47	47	
Z方向平均値	50	51	51	50	51	51	51	50	51	50	50	49	49	48	48	48	48	49	49	50	51	50	50	50	50	47	48	46	47	47	47	47	47	47	

※1 各方向とも少数第一位を切上げ処理し、平均を算出している。

※2 地点番号1の平成10年度測定結果については、土地造成工事のため測定地点を従前敷地内で移動した。しかし、基礎工事等も実施していたため、これまでの条件とは異なるので参考値とする。

表2-3-2 横浜新貨物線振動測定結果の経年変化【覚醒時(5~7時)】

X方向

(単位: dB)

番号	測定場所(地点番号)	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1	鶴見区岸谷二丁目	41	41	42	43	42	42	43	42	45	42	42	44	44	39	39	38	38	38	—	—	33	36	28	32	32	32	29	37	37	32	32	39	30	
2	神奈川区西寺尾四丁目	39	44	43	43	44	46	45	42	44	44	43	40	42	46	42	35	43	35	42	42	43	44	44	44	44	44	43	43	43	37	37	43	39	
4	神奈川区松見町	42	39	39	40	42	42	43	42	43	43	43	42	42	42	42	42	43	43	42	42	43	44	44	44	44	44	43	43	43	37	37	43	39	
5	津北区仲手原二丁目	35	34	33	33	33	36	37	36	37	35	35	35	35	35	35	35	34	34	40	40	34	35	41	41	41	32	31	32	31	31	31	31	31	
6	津北区藤原町	38	39	39	38	39	39	39	39	40	37	37	39	39	40	40	40	39	39	40	40	40	40	41	41	41	38	39	39	39	39	39	39	39	37
8	津北区岸根町	48	49	49	50	49	47	46	47	47	52	46	54	43	54	52	52	46	55	55	56	56	50	50	48	47	38	38	38	33	33	33	48	34	
9	神奈川区片倉五丁目	50	50	48	49	49	47	46	47	47	49	46	43	51	45	45	45	46	46	45	45	52	50	48	50	50	50	50	47	47	48	48	48	48	48
10	神奈川区片倉四丁目	48	49	49	49	49	49	49	50	52	49	49	51	48	51	51	49	49	51	51	50	49	49	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
11	神奈川区三枚町	48	49	49	49	49	49	49	49	51	49	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	49	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
12	保土ヶ谷区上皇川二丁目	41	42	41	40	42	43	42	44	44	42	42	42	42	40	40	40	40	40	40	39	39	41	41	38	38	39	39	39	38	38	38	37	37	44
13	保土ヶ谷区坂本町	44	44	44	44	44	44	43	45	46	44	44	44	44	44	41	41	41	40	41	41	42	42	41	41	41	41	41	41	41	46	46	46	44	
14	保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目	44	43	41	40	42	42	44	43	46	42	42	42	44	45	43	42	42	43	43	44	43	37	42	42	42	39	42	40	39	41	40	38	41	40
	X方向平均値 ¹⁾	43	44	44	44	44	44	45	46	46	44	44	44	44	45	43	42	43	43	44	43	43	42	42	42	42	42	40	39	41	40	38	41	40	

Y方向

(単位: dB)

番号	測定場所(地点番号)	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1	鶴見区岸谷二丁目	42	40	43	40	44	45	43	44	44	43	43	37	44	41	41	32	39	33	—	—	33	31	29	31	31	30	33	33	31	31	31	32	29		
2	神奈川区西寺尾四丁目	41	42	39	40	42	42	40	40	44	41	43	42	42	40	42	42	42	42	42	42	42	44	44	44	44	44	44	40	40	33	38	32	32		
4	神奈川区松見町	42	40	40	40	41	42	43	43	43	43	43	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	44	44	44	44	44	40	40	38	38	38	38		
5	津北区仲手原二丁目	32	31	32	35	33	31	33	35	30	30	30	31	31	31	30	30	30	30	30	31	31	30	30	29	29	30	30	28	28	28	28	28	28		
6	津北区藤原町	38	36	38	35	37	38	38	39	39	35	35	31	38	41	41	41	41	41	42	42	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	37	
8	津北区岸根町	47	49	49	50	55	53	51	51	44	50	43	53	41	51	51	51	51	53	53	47	44	48	45	44	44	44	34	47	47	46	46	46	46	46	
9	神奈川区片倉五丁目	48	46	46	46	46	46	46	45	44	49	43	49	49	48	48	48	47	48	48	47	47	51	47	47	47	47	46	48	48	48	48	48	48	48	
10	神奈川区片倉四丁目	48	47	47	47	48	48	48	49	49	49	50	49	49	48	48	48	48	48	48	48	47	47	48	48	48	46	48	48	48	48	48	48	48	48	
11	神奈川区三枚町	48	47	47	47	47	47	47	48	51	49	50	49	49	49	49	49	49	49	49	49	47	47	48	48	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
12	保土ヶ谷区上皇川二丁目	37	38	37	36	37	37	38	39	39	39	39	38	38	37	37	38	38	37	37	37	35	37	37	41	36	37	37	38	36	36	36	35	35	43	
13	保土ヶ谷区坂本町	42	45	44	44	44	44	44	44	44	42	42	42	45	45	45	45	45	45	45	45	44	44	41	41	41	38	38	38	43	43	43	34	34	43	
14	保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目	43	43	42	43	39	40	41	41	41	41	41	39	42	44	42	42	42	42	41	44	44	40	40	42	42	39	41	32	31	31	31	34	34	40	
	Y方向平均値 ¹⁾	42	42	42	42	43	43	43	43	45	42	43	42	44	41	42	40	42	41	44	44	41	41	40	42	42	41	41	36	37	36	41	37	34	36	40

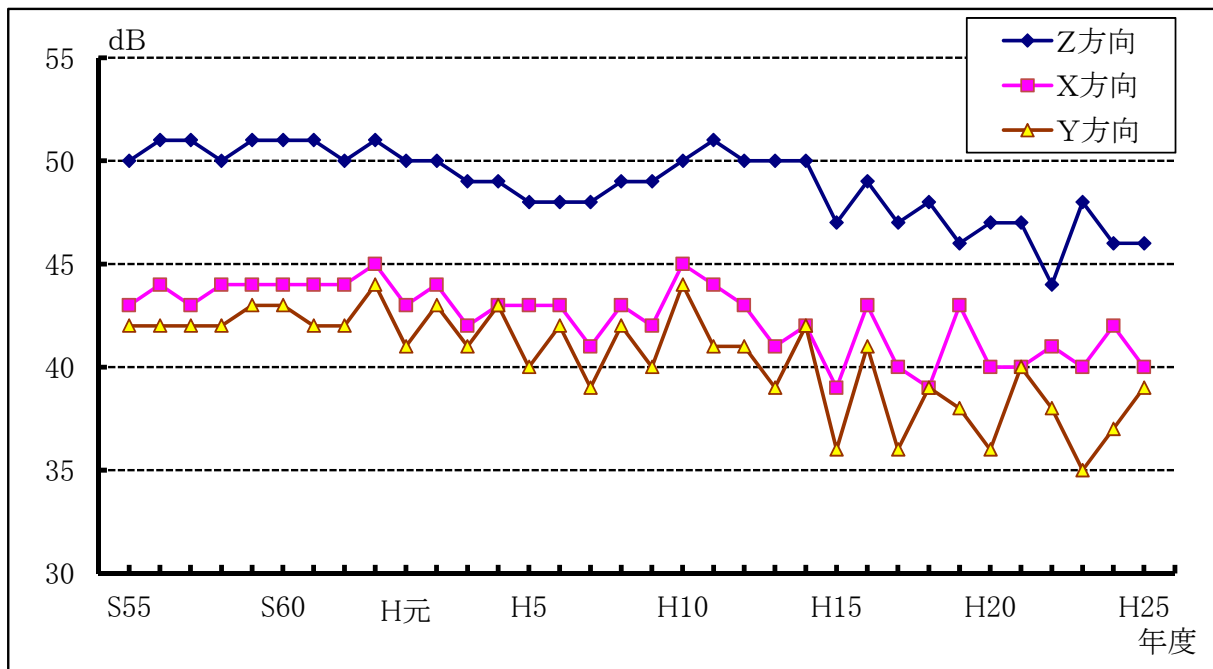
Z方向

(単位: dB)

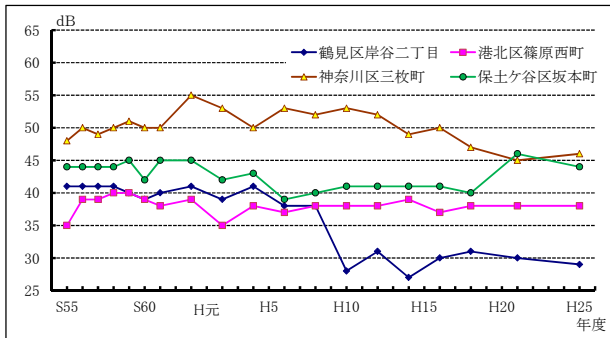
番号	測定場所(地点番号)	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
1	鶴見区岸谷二丁目	46	47	49	48	49	49	49	49	52	50	50	48	49	50	46	46	45	45	—	—	40	47	38	39	39	39	38	38	39	39	39	39	39	37	
2	神奈川区西寺尾四丁目	48	49	49	50	50	51	50	50	50	51	47	48	50	50	50	47	47	48	48	46	43	47	45	50	50	51	51	48	48	48	48	51	51	37	
4	神奈川区松見町	43	45	45	44	46	47	47	47	47	47	47	47	48	47	47	47	46	46	46	46	47	45	45	43	43	43	43	43	43	41	41	41	41	41	
5	津北区仲手原二丁目	43	43	43	43	43	44	44	45	44	44	44	44	44	43	43	43	43	42	42	45	49	43	43	39	39	40	40	39	39	39	39	39	39	41	
6	津北区藤原町	45	43	44	42	43	44	44	44	44	44	43	44	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	46	46	44	44	44	45	45	46	46	46	46	41	
8	津北区岸根町	54	56	54	53	53	51	55	53	53	51	53	53	52	54	53	53	53	52	54	54	59	52	54	54	53	53	55	52	52	52	52	52	38	38	
9	神奈川区片倉五丁目	56	56	59	56	58	58	57	58	58	58	58	58	58	54	54	54	54	59	59	57	57	58	58	56	56	55	55	54	54	54	54	53	53	53	
10	神奈川区片倉四丁目	60	59	61	60	57	60	61	59	59	60	60	58	58	58	57	57	58	58	57	57	59	59	59	59	55	55	55	54	54	54	54	54	54	55	
11	神奈川区三枚町	50	51	50	48	50	51	49	51	50	50	50	50	50	48	48	48	49	48	48	48	48	51	53	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44	44	
12	保土ヶ谷区上皇川二丁目	50	51	51	51	51	50	52	52	52	50	50	49	49	48	48	48	45	45	46	46	48	48	53	53	54	54	54	52	52	52	52	52	52	51	
13	保土ヶ谷区坂本町	50	52	50	50	50	50	52	51	52	47	50	49	49	48	48	48	48	48	48	48	48	46	46	53	53	54	54	54	54	54	54	54	54	54	
14	保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目	50	52	50	50	50	50	51	49	51	47	47	49	49	43	43	43	43	43	43	43	48	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
	Z方向平均値 ¹⁾	50	51	51	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	49	49	49	49	51	50	51	50	50	50	47	48	48	48	48	48	48	48	48	46	

※1 各方向とも少数第一位を切上げ処理し、平均を算出している。

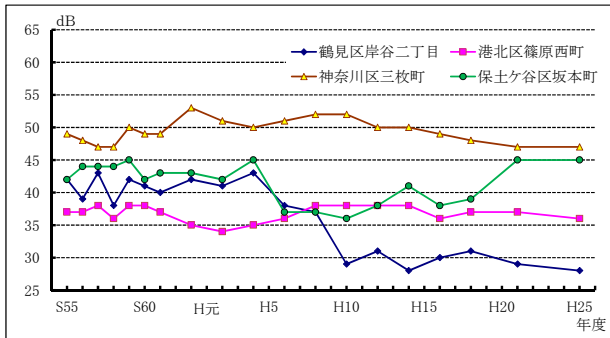
※2 地点番号1の平成10年度測定結果については、土地造成工事のため測定地点を従前敷地内で移動した。しかし、基礎工事等も実施していたため、従来の測定レベルでは1測定結果しか得られなかったもので欠測とする。



X方向



Y方向



Z方向

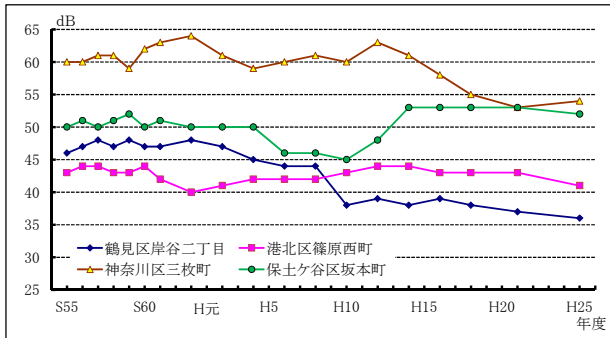
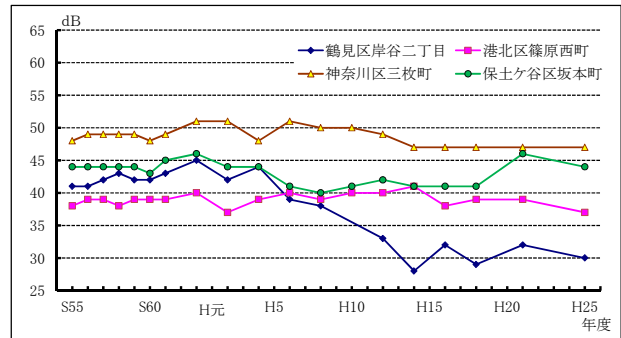
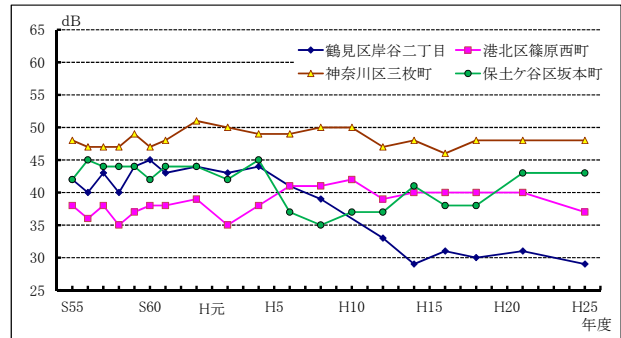


図 2-3-1 横浜新貨物線振動測定結果 (4地点)の経年変化【就眠時(22~24時)】

X方向



Y方向



Z方向

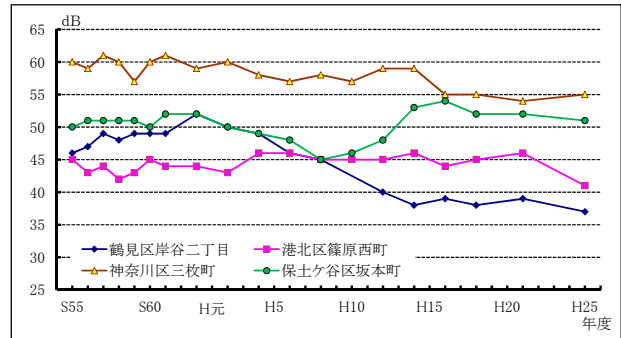


図 2-3-2 横浜新貨物線振動測定結果 (4地点)の経年変化【覚醒時(5~7時)】

表2-4-1 横浜新貨物線騒音測定結果の経年変化【就眠時(22~24時)】

(単位：dB)

番号	測定場所	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
4	神奈川県松見町	49	49	50	49	51	52	51	51	51	H元	51	51	53	51	51		51	59	52		53	53	53	53	53										
11	神奈川県三枚町	55	56	56	56	57	57	57	60	60		59	61	61	61	61	59	59	59	59	59	59	59	59	59	61	56			55					55	
12	保土ヶ谷区上星川二丁目	52	51	54	55	55	56	55	55	55	55	55	56	56	57	56	56	56	57	56	56	56	56	56	58	58	57		56							

注1) 空欄は未実施

表2-4-2 横浜新貨物線騒音測定結果の経年変化【覚醒時(5~7時)】

(単位：dB)

番号	測定場所	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
4	神奈川県松見町	50	49	50	50	51	51	51	51	51	H元	52	52	52	52	52	52	51	53	53	53	53	53	53	53	54	54	56									
11	神奈川県三枚町	54	55	55	56	55	56	56	56	56		57	57	57	57	58	56	56	56	57	57	56	55	55	55	55	55	54		53						54	
12	保土ヶ谷区上星川二丁目	51	51	53	54	53	55	54	53	53	55	55	55	55	55	55	56	56	56	56	54	54	55	55	58	58	55		55								

注1) 空欄は未実施

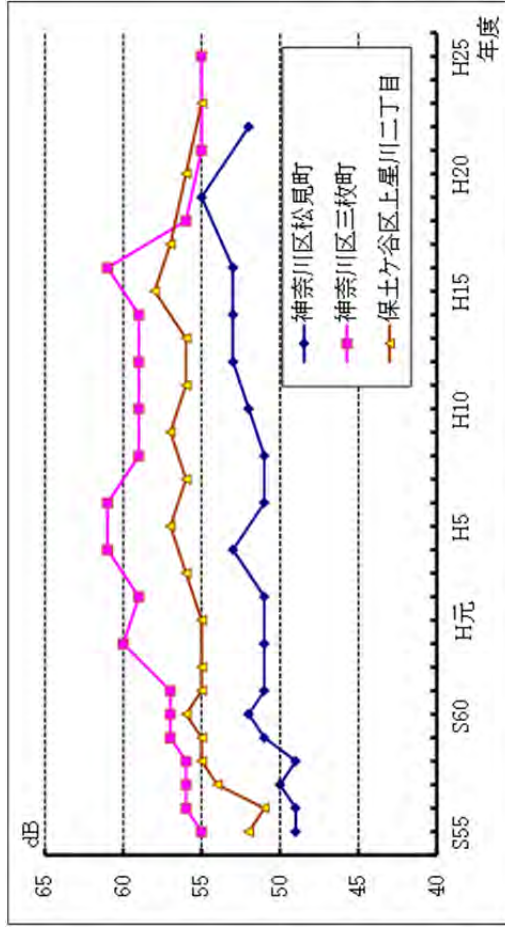


図2-4-1 横浜新貨物線騒音測定結果(3地点)の経年変化【就眠時(22~24時)】

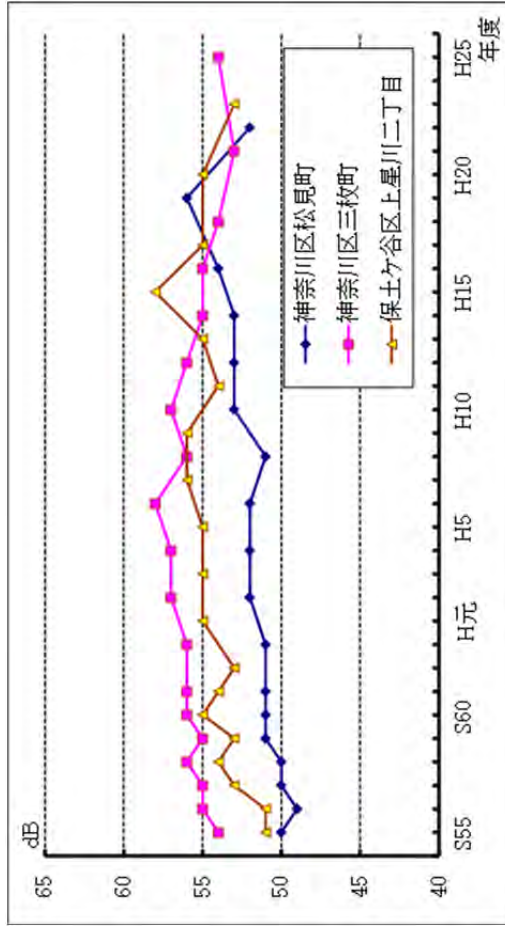


図2-4-2 横浜新貨物線騒音測定結果(3地点)の経年変化【覚醒時(5~7時)】

第 3 新幹線鉄道

騒音・振動測定結果

第3 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

1 目的

本測定は、横浜市内の東海道新幹線鉄道沿線における騒音・振動の実態を把握するため、昭和62年から実施している。

2 測定地点

測定は図3-1に示した地点で行った。測定地点の詳細は以下のとおりである。また、各測定地点の鉄道構造図等は図3-2に示した。

	測定場所	鉄道構造	用途地域	地域類型 ^{※1}
1	港北区日吉四丁目18-15付近	高架橋	第一種住居地域	I
2	港北区綱島東四丁目10-1付近	高架橋	準工業地域	II
3	港北区大倉山三丁目14-10付近	高架橋	第一種住居地域	I
4	神奈川区三枚町555付近	盛土	第一種住居地域	I
5	旭区二俣川二丁目80-7付近	切取	第一種住居地域	I
6	瀬谷区阿久和南四丁目8-1付近	盛土	第一種住居地域	I
7	泉区和泉町7414-9付近	切取	第一種住居地域	I
8	泉区上飯田町3400付近	高架橋 (鉄桁)	第一種中高層 住居専用地域	I

※1 「都市計画法」による用途地域。

I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域

II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(1) 騒音

測定地点数は8測線・24地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）でマイクロホンは地上1.2mの高さに設置した。

(2) 振動

測定地点数は8測線・24地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）でピックアップは地表面上に設置した。

3 測定方法

(1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 改正:平成 5 年環境庁告示第 91 号)、環境省作成「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」(平成 22 年 5 月)に示された方法で測定を行った。

ア 測定列車本数

原則として 20 本(上下線各 10 本以上)の列車を測定した。

イ 周波数補正回路、動特性及びレベルの読み取り

騒音計の周波数補正回路は A 特性、動特性は遅い動特性(SLOW)とし、騒音計のサンプリング時間間隔は 0.1 秒で 1 列車毎に 12.5m、25m、50m の 3 地点で同時に連続して記録した。レベルレコーダの動特性は SLOW、紙送り速度は 1 mm/秒(25m 地点のみ紙送り速度は 3 mm/秒)とした。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値とした。ピーク値の測定は原則として暗騒音より 10dB 以上高い鉄道騒音を測定するものとし、10dB 未満の場合は次の表により補正した。

単位: dB

暗騒音との差	4	5	6	7	8	9
補正值	- 2		- 1			

(2) 振動

環境庁長官勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号)に示された方法で測定を行った。

ア 測定列車本数

原則として 20 本(上下線各 10 本以上)の列車を測定した。

イ 振動感覚補正回路及びレベルの読み取り

振動の測定は鉛直方向とし、レベルレコーダの動特性は振動レベル計の動特性(VL)を用い、紙送り速度は 1 mm/秒とした。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値とした。ピーク値の測定は原則として暗振動より 10dB 以上高い鉄道振動を測定するものとし、10dB 未満の場合は次の表により補正した。

単位: dB

暗振動との差	4	5	6	7	8	9
補正值	- 2		- 1			

(3) 列車速度

列車速度は、任意の目標点を列車の先端部及び後端部が通過するのに要する時間を計測し、同時に車両数を数えて次式から求めた。

$$V = \frac{L}{T} \times 3.6$$

V : 列車速度 (k m/時)

L : 列車全長 (m)

T : 通過所要時間 (秒)

(4) 評価方法

ア 騒音

評価は通過列車毎の騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行った。

算定式は次のとおりである。

UP_{1/2} 上位半数のパワー平均

$$UP_{1/2} = 10 \log \left[\frac{1}{N} \sum_{i=1}^N 10^{\frac{L_i}{10}} \right]$$

UP_{1/2} : ピークレベルの上位半数のパワー平均

N : 列車本数

L_i : 上位半数の各車両のピークレベル (dB)

イ 振動

評価は、通過列車毎の振動レベルのピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行った。

(5) 使用測定機器

ア 騒音

積分型普通騒音計 (NL-22 リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)

イ 振動

振動レベル計 (VM-53A リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)



図 3 - 1 新幹線鉄道騒音・振動測定地点図

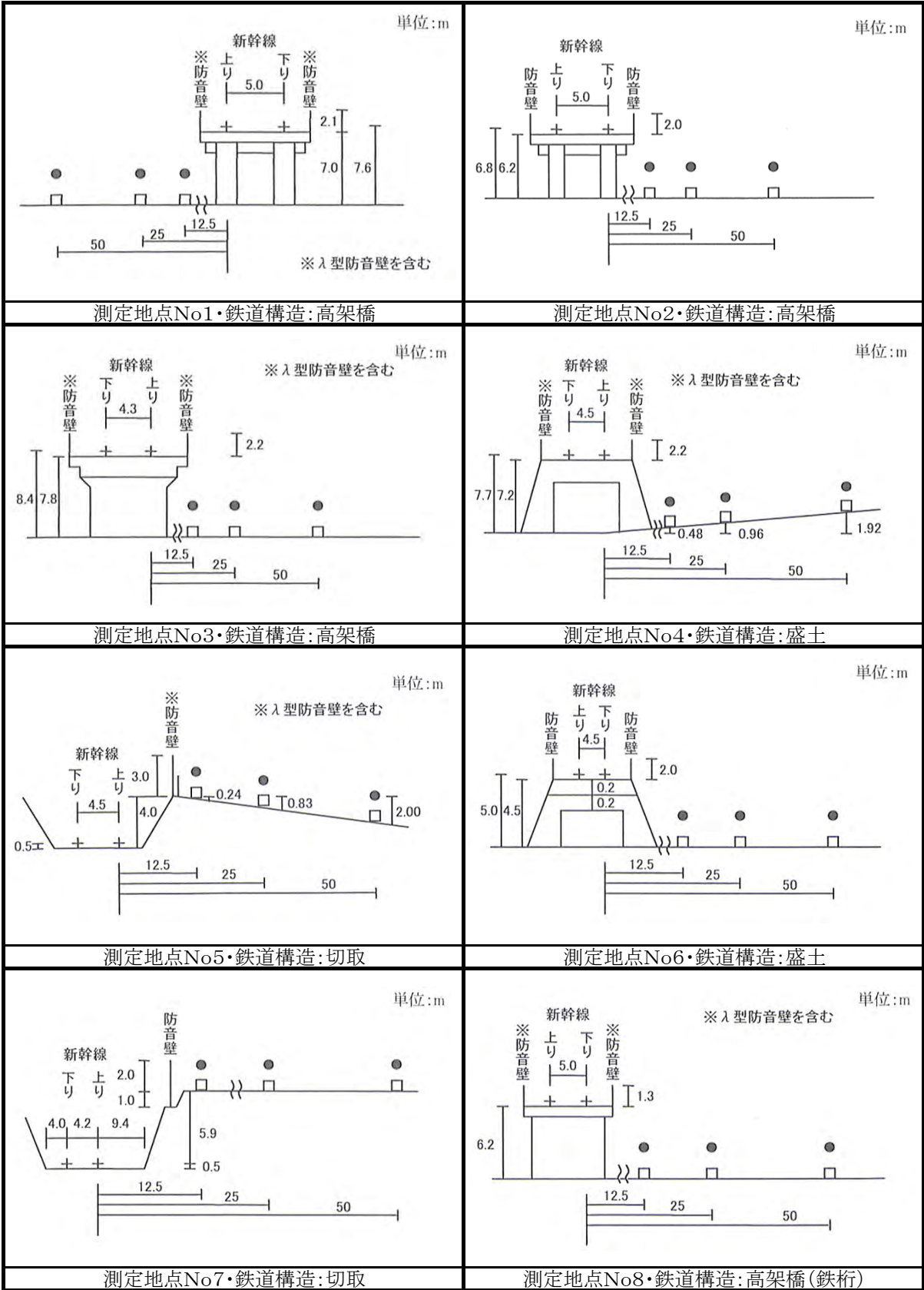


図 3-2 測定地点の断面図

4 測定結果

騒音の環境基準及び振動の指針値の適合状況を表3-1及び表3-2に示す。

また、各測定地点の測定結果を表3-3及び表3-4に、年度ごとの年平均値の経年変化を図3-3及び図3-4に示す。

(1) 騒音

地域類型Ⅰでの適合状況は、測定地点全体の52%で適合しており、これを距離別にみると12.5m地点では1地点(14%)、25m地点では4地点(57%)、50m地点では6地点(86%)で適合していた。

また、地域類型Ⅱでは全測定地点で適合していた。

測定開始当初と比較し全測定地点とも低い測定結果を示しており、近年は同レベルで推移している。

(2) 振動

新幹線鉄道の指針値としては、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51環大特32)において70dBが示されている。

指針値に対する適合状況は、全測定地点で適合していた。

平成24年度は代替地での測定結果が含まれており、一時的に高い年平均値を示したが、長期的には下がり傾向である。

表3-1 騒音の環境基準適合状況

地域 類型	軌道からの 距離 (m)	騒音の適合状況				環境基準値 (dB(A))
		適合地点数 【A】	不適合 地点数	合計 【B】	適合率(%) 【A】 / 【B】	
Ⅰ	12.5	1	6	7	14	70
	25	4	3	7	57	
	50	6	1	7	86	
	合計	11	10	21	52	
Ⅱ	12.5	1	0	1	100	75
	25	1	0	1	100	
	50	1	0	1	100	
	合計	3	0	3	100	

表3-2 振動の指針値適合状況

軌道からの 距離 (m)	振動の適合状況				指針値 (dB)
	適合地点数 【A】	不適合 地点数	合計 【B】	適合率(%) 【A】 / 【B】	
12.5	8	0	8	100	70
25	8	0	8	100	
50	8	0	8	100	
合計	24	0	24	100	

表3-3 新幹線鉄道騒音測定結果

地点番号	測定場所 用途地域	構造物・ 軌道の 種類	軌道面 の高さ (m)	防音壁の 種類 (高さ m)	測定結果 (d B)			列車速度 (Km/h)			暗騒音 (d B)		
					12.5 m	25 m	50 m	上 り	下 り	上位 半数	12.5 m	25 m	50 m
1	I 第一種 住居	高架橋 ラーメン バラスト	7.6	*直壁 (2.1)	68	64	57	161	161	166	43	42	44
2	II 準工業	高架橋 ラーメン バラスト	6.8	直壁 (2.0)	69	69	64	203	192	208	49	50	50
3	I 第一種 住居	高架橋 桁 バラスト	8.4	*直壁 (2.2)	73	68	60	151	107	151	48	45	42
4	I 第一種 住居	高架橋	7.7	*直壁 (2.2)	83	79	77	161	177	177	48	46	45
5	I 第一種 住居	切取	-3.5	*直壁 (3.0)	73	69	61	235	242	251	47	46	45
6	I 第一種 住居	盛土	5.0	直壁 (2.0)	75	73	67	239	241	254	50	47	48
7	I 第一種 住居	切取	-5.9	直壁 (3.0)	74	70	62	245	248	256	44	44	44
8	I 第一種 中高層 住専	高架橋 鉄桁 有道床 遮音板有	6.2	*直壁 (1.3)	74	72	70	250	258	263	55	53	52

注1) 「*直壁」はλ型防音壁を含む。

注2) 列車速度は平均値。また、「上位半数」は通過列車上位半数の平均値。

注3) 暗騒音は列車が通過していない時間帯10分間の等価騒音レベル。

表 3-4 新幹線鉄道振動測定結果

地点番号	測定場所 用途地域	構造物・ 軌道の 種類	軌道 面の 高さ (m)	測定結果 (dB)			列車速度 (Km/h)			暗騒音 (dB)		
				12.5 m	25 m	50 m	上 り	下 り	上位 半数	12.5 m	25 m	50 m
1	I 第一種 住居	高架橋 ラーメン バラスト	7.6	65	63	57	161	161	166	29	30	29
2	II 準工業	高架橋 ラーメン バラスト	6.8	61	64	63	203	192	208	37	35	36
3	I 第一種 住居	高架橋 桁 バラスト	8.4	59	54	54	151	107	151	32	33	31
4	I 第一種 住居	高架橋	7.7	50	40	38	161	177	177	24	22	21
5	I 第一種 住居	切取	-3.5	66	60	51	235	242	251	29	26	24
6	I 第一種 住居	盛土	5.0	64	64	57	239	241	254	29	29	28
7	I 第一種 住居	切取	-5.9	69	64	60	245	248	256	31	27	28
8	I 第一種 中高層 住専	高架橋 鉄桁 有道床 遮音板有	6.2	57	56	50	250	258	263	25	21	24

注 1) 「*直壁」はλ型防音壁を含む。

注 2) 列車速度は平均値。また、「上位半数」は通過列車上位半数の平均値。

注 3) 暗振動は列車が通過していない時間帯 10 分間の計測値の 80%レンジ上端値。

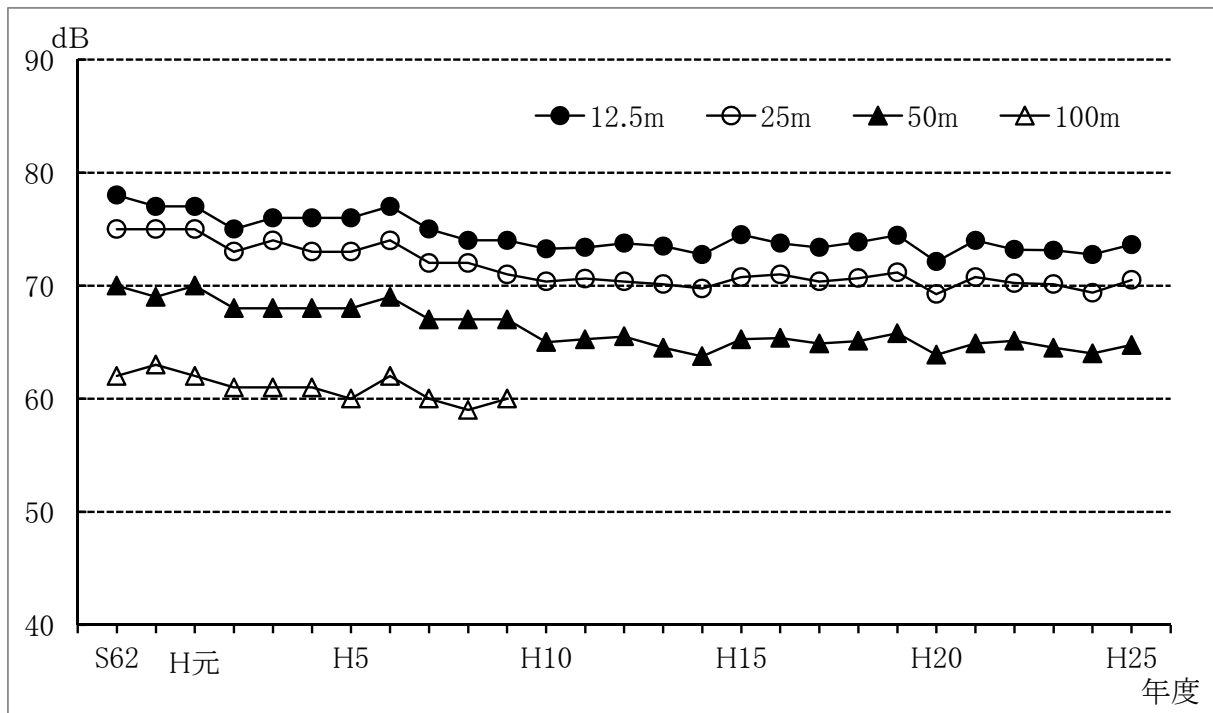


図 3 - 3 新幹線鉄道騒音測定結果（年平均値）の経年変化

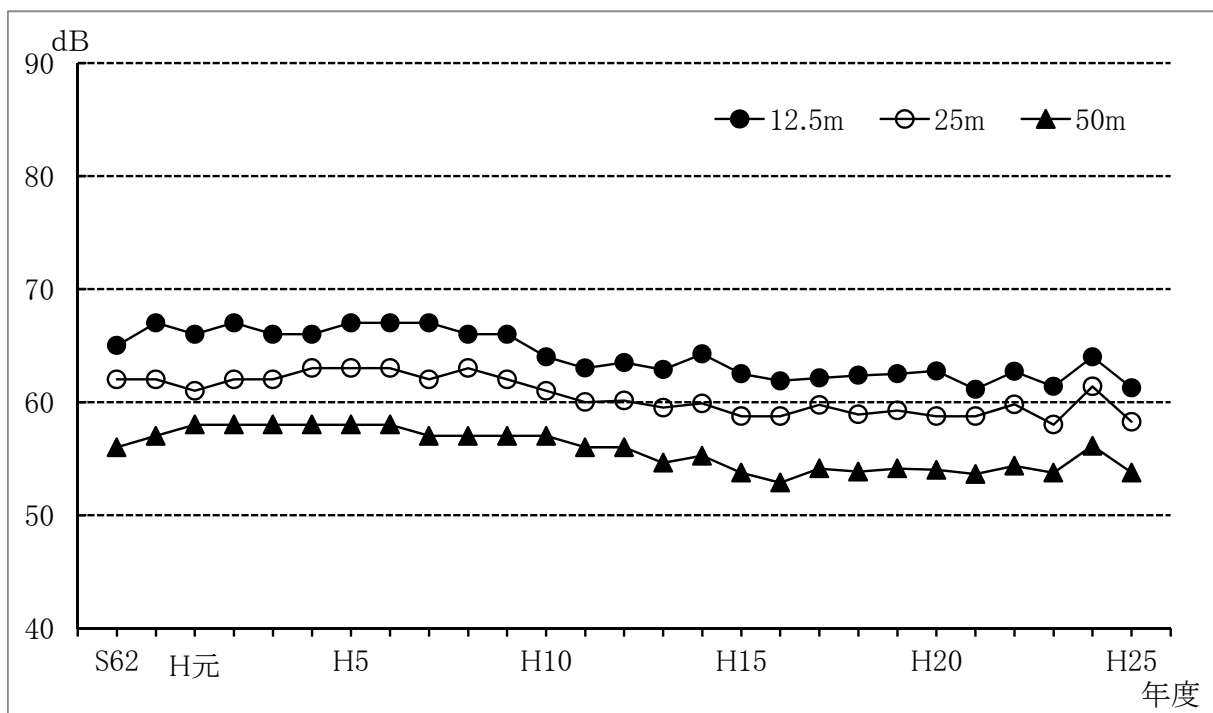


図 3 - 4 新幹線鉄道振動測定結果（年平均値）の経年変化

第 4 環境騒音測定結果

(一般環境調査)

第4 環境騒音測定（一般環境騒音調査）

1 目的

本測定は、横浜市内の一般的な環境の騒音を測定し環境基準の適合状況を把握するとともに、騒音環境改善のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

市域を縦 1.5km、横 2 km に区切った 152 地点を調査対象とし、3年計画で全地点を調査することとした。平成 25 年度は、北部域の 51 地点で測定を行った。調査地点図を図 4-1 に示した。

3 測定方法等

(1) 測定方法

騒音調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省 平成 12 年 4 月）及び JIS Z 8731-1999 「環境騒音の表示・測定方法」等に規定された方法に準拠し、1 地点毎に 24 時間測定した。

(2) 使用計測器及び騒音レベルの測定条件

積分型普通騒音計（NL-42/NL-06 リオン株式会社製）

項目	設定条件
騒音計の周波数重み特性	A 特性
騒音計の時間重み特性	Fast
演算値取り込み間隔	1 分
マイクロホンの高さ	地上 1.2m
防風スクリーン	常時装着

4 調査期間等

調査は、平成 26 年 1 月 20 日（月）から平成 26 年 2 月 4 日（金）の平日で、雨天等の気象条件の日は避けて実施した。

5 調査結果

調査結果を表 4-1 及び表 4-2 に示した。

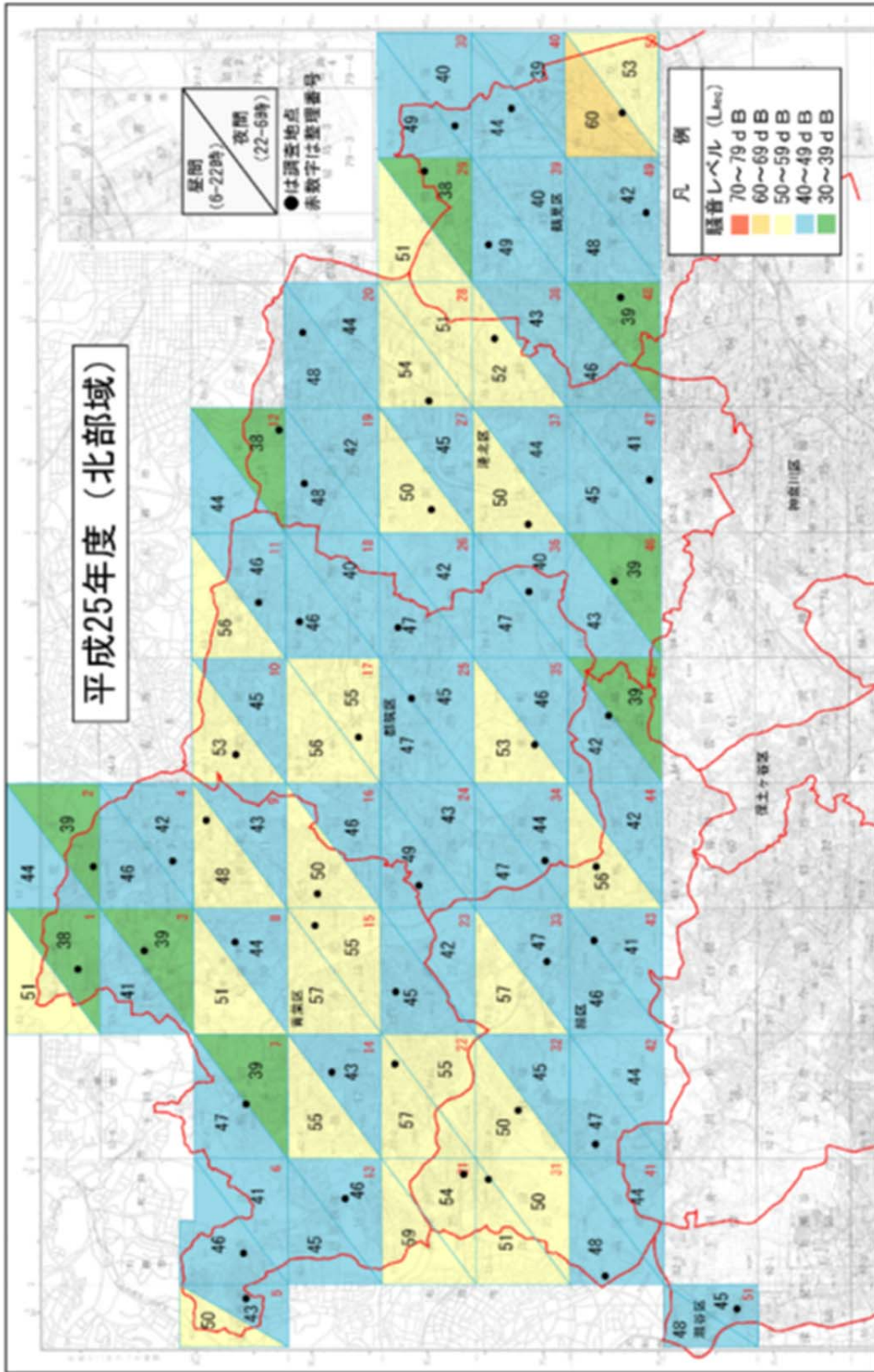


図4-1 調査地点と騒音レベル分布図

表4-2 環境騒音調査結果一覧(1/2)

整理番号	測定地点	用途地域	土地利用の実態	環境基準類型	騒音レベル(dB)														環境基準適合			
					昼間							夜間							基準値②		レベル差①-②	
					①L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	L _{Amax}	L _{Amin}	①L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	L _{Amax}	L _{Amin}	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	青葉区美しが丘西三丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	51	54	39	34	79.0	24.8	38	37	34	33	69.3	28.5	55	45	-4	0	-7	0
2	青葉区美しが丘三丁目	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	44	46	41	40	66.0	35.4	39	40	38	37	62.8	33.9	55	45	-11	0	-6	0
3	青葉区荏子田三丁目	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	41	42	37	35	64.0	27.6	39	39	38	37	58.2	30.4	55	45	-14	0	-6	0
4	青葉区美しが丘五丁目	準住居地域	低層住宅	B	46	49	44	40	64.8	31.8	42	45	39	37	64.7	31.8	55	45	-9	0	-3	0
5	青葉区奈良町	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅	A	50	53	46	42	69.5	33.1	43	47	38	35	65.9	28.8	55	45	-5	0	-2	0
6	青葉区奈良町	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	46	48	45	43	62.6	38.3	41	43	40	38	62.0	34.1	55	45	-9	0	-4	0
7	青葉区鶴志田町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	47	50	43	39	67.4	29.3	39	40	35	34	64.9	27.8	55	45	-8	0	-6	0
8	青葉区大場町	第二種低層住居専用地域	低層住宅	A	51	56	47	41	70.9	29.5	44	46	38	35	66.7	30.7	55	45	-4	0	-1	0
9	青葉区新石川一丁目	第一種住居地域	低層住宅	B	48	51	45	43	67.1	36.6	43	45	41	40	66.5	35.6	55	45	-7	0	-2	0
10	都筑区中川一丁目	近隣商業地域	住宅・商業	C	53	55	50	48	76.1	41.5	45	45	43	42	74.6	38.2	60	50	-7	0	-5	0
11	都筑区北山田一丁目	準住居地域	低層住宅	B	56	62	47	41	83.4	33.9	46	43	37	35	77.1	30.7	55	45	1	×	1	×
12	港北区下町五丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	44	46	41	39	66.3	30.7	38	38	37	36	64.9	32.9	55	45	-11	0	-7	0
13	青葉区恩田町	無指定	低層住宅	B	45	48	43	40	63.1	29.1	46	48	44	43	63.3	28.8	55	45	-10	0	1	×
14	青葉区桜台	近隣商業地域	住宅・商業	C	55	55	48	44	75.5	34.2	43	45	37	35	72.6	30.9	60	50	-5	0	-7	0
15	青葉区市ヶ尾町	近隣商業地域	住宅・商業	C	57	59	55	52	69.9	44.3	55	59	52	47	68.8	39.4	60	50	-3	0	5	×
16	青葉区荏子田西一丁目	第二種住居地域	低・中層住宅	B	50	53	48	47	69.1	41.9	46	48	45	44	68.2	39.6	55	45	-5	0	1	×
17	都筑区茅ヶ崎中央	商業地域	商業・業務	C	56	57	53	51	70.7	40.6	55	53	50	49	70.4	38.3	60	50	-4	0	5	×
18	都筑区南山田町	無指定	住宅・工業	B	46	48	43	41	66.8	32.3	40	42	39	38	66.6	34.9	55	45	-9	0	-5	0
19	港北区新吉田町	無指定	低層住宅	B	48	50	45	43	68.7	33.6	42	43	40	39	67.6	35.1	55	45	-7	0	-3	0
20	港北区日吉本町三丁目	近隣商業地域	住宅・商業	C	48	50	45	44	68.8	38.8	44	45	42	42	66.1	35.9	60	50	-12	0	-6	0
21	緑区長津田五丁目	商業地域	住宅・商業	C	59	63	56	51	78.7	42.7	54	58	47	44	77.8	36.8	60	50	-1	0	4	×
22	青葉区榎が丘	商業地域	住宅・商業	C	57	59	56	54	67.8	44.5	55	58	54	50	66.8	40.8	60	50	-3	0	5	×
23	青葉区藤が丘二丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	45	46	42	40	65.2	32.1	42	43	41	40	65.2	34.7	55	45	-10	0	-3	0
24	都筑区川和町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	49	50	43	40	73.2	31.8	43	44	41	40	70.5	36.6	55	45	-6	0	-2	0
25	都筑区茅ヶ崎南二丁目	第二種住居地域	中低層住宅	B	47	49	46	44	63.9	39.5	45	46	45	44	63.5	41.5	55	45	-8	0	0	0

注：環境基準の該当地域状況

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出展：「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日 神奈川県告示第312号)

表4-2 環境騒音調査結果一覧(2/2)

整理番号	測定地点	用途地域	土地利用の実態	環境基準 基準 類型	騒音レベル(dB)														環境基準適合			
					昼間							夜間							基準値②		レベル差①-② [○:適合、×不適合]	
					①L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	L _{max}	L _{min}	①L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	L _{max}	L _{min}	L _{Amax}	L _{Amin}	昼間	夜間		
26	都筑区勝田町	第一種中高層住居専用地域	中層住宅	A	47	49	45	43	65.4	37.2	42	44	41	40	64.4	37.6	55	45	-8	○	-3	○
27	港北区新吉田東八丁目	準住居地域	中低層住宅	B	50	53	48	43	68.1	35.9	45	49	40	38	67.2	32.4	55	45	-5	○	0	○
28	港北区綱島西二丁目	商業地域	商業	C	54	57	52	50	73.0	42.4	51	54	47	46	72.4	40.8	60	50	-6	○	1	×
29	鶴見区江ノ崎町	第一種住居地域	低層住宅	B	51	53	44	41	77.6	31.8	38	39	35	34	64.8	30.7	55	45	-4	○	-7	○
30	鶴見区矢向四丁目	近隣商業地域	住宅・商業	C	49	48	42	41	77.0	35.8	40	41	39	39	66.2	36.3	60	50	-11	○	-10	○
31	緑区長津田六丁目	準住居地域	低層住宅	B	51	54	49	44	65.3	35.8	50	53	46	40	64.6	35.1	55	45	-4	○	5	×
32	緑区十日市場町	第一種住居地域	低層住宅	B	50	51	45	43	71.7	35.6	45	46	44	43	67.6	38.4	55	45	-5	○	0	○
33	緑区三保町	準工業地域	工業	C	57	58	51	47	83.6	41.8	47	49	45	43	73.3	38.7	60	50	-3	○	-3	○
34	都筑区川和町	工業地域	住宅・工業	C	47	50	45	43	65.6	36.5	44	46	42	40	65.1	36.4	60	50	-13	○	-6	○
35	都筑区地辺町	第一種住居地域	低層住宅	B	53	56	46	43	75.7	36.2	46	47	41	38	73.1	33.5	55	45	-2	○	1	×
36	都筑区大熊町	準工業地域	工業	C	47	49	44	42	68.3	34.7	40	41	39	38	61.8	34.3	60	50	-13	○	-10	○
37	港北区新羽町	準工業地域	工業・住宅	C	50	54	45	40	70.6	31.7	44	46	40	38	70.6	32.6	60	50	-10	○	-6	○
38	港北区師岡町	工業地域	住宅・工業・商業	C	52	53	49	47	69.3	38.9	43	46	41	40	68.2	37.2	60	50	-8	○	-7	○
39	鶴見区梶山二丁目	準住居地域	低層住宅	B	49	50	46	42	65.1	29.4	40	44	37	33	60.6	27.7	55	45	-6	○	-5	○
40	鶴見区元宮一丁目	準工業地域	工業・住宅	C	44	47	42	40	64.7	35.2	39	40	38	37	63.1	34.7	60	50	-16	○	-11	○
41	緑区長津田町	無指定	低層住宅・畑	B	48	49	46	45	64.8	38.1	44	46	43	41	64.5	37.3	55	45	-7	○	-1	○
42	緑区霧が丘五丁目	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅	A	47	50	45	43	63.9	35.0	44	46	43	42	62.1	38.5	55	45	-8	○	-1	○
43	緑区寺山町	近隣商業地域	住宅・業務	C	46	48	44	42	64.0	36.8	41	44	40	38	62.9	34.8	60	50	-14	○	-9	○
44	緑区上山一丁目	工業地域	工業	C	56	55	52	51	73.6	38.9	42	44	42	40	57.9	34.0	60	50	-4	○	-8	○
45	緑区東本郷四丁目	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	42	44	38	36	63.0	27.5	39	39	37	36	63.0	29.9	55	45	-13	○	-6	○
46	港北区小机町	第一種住居地域	低層住宅	B	43	45	40	38	64.0	30.8	39	40	37	36	63.3	32.6	55	45	-12	○	-6	○
47	港北区篠原町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	45	47	42	40	65.2	32.7	41	42	40	39	64.1	35.7	55	45	-10	○	-4	○
48	鶴見区馬場二丁目	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	46	46	41	39	66.8	30.7	39	40	38	37	56.8	30.5	55	45	-9	○	-6	○
49	鶴見区東寺尾東台	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	48	49	44	42	69.8	35.3	42	43	41	40	67.9	35.5	55	45	-7	○	-3	○
50	鶴見区鶴見中央三丁目	商業地域	商業・業務	C	60	64	57	53	80.6	43.4	53	57	47	44	80.5	40.9	60	50	0	○	3	×
51	瀬谷区上瀬谷町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	48	50	46	43	67.8	36.7	45	47	44	43	66.8	39.5	55	45	-7	○	0	○

注：環境基準の該当地域状況

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出展：「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日 神奈川県告示第312号)

表4-2 用途地域別環境基準適合状況

(平成25年度)

用途地域	区名	青葉区		都筑区		港北区		緑区		鶴見区		瀬谷区		北部域全体		
		測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	測定 地点数	適合 地点数	適合率 (%)
第一種低層 住居専用地域	昼間	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	100
	夜間	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	100
第二種低層 住居専用地域	昼間	1	1											1	1	100
	夜間	1	1											1	1	100
第一種中高層 住居専用地域	昼間	1	1	1	1		1	1	1					3	3	100
	夜間	1	1	1	1		1	1	1					3	3	100
第二種中高層 住居専用地域	昼間	3	3			1	1			1	1			5	5	100
	夜間	3	3			1	1			1	1			5	5	100
第一種住居地域	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			5	5	100
	夜間	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1			5	4	80
第二種住居地域	昼間	1	1	1	1									2	2	100
	夜間	1	0	1	1									2	1	50
準住居地域	昼間	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1			5	4	80
	夜間	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1			5	3	60
無指定	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1					4	4	100
	夜間	1	0	1	1	1	1	1	1					4	3	75
近隣商業地域	昼間	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1			6	6	100
	夜間	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1			6	5	83
商業地域	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			5	5	100
	夜間	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1			5	0	0
準工業地域	昼間			1	1	1	1	1	1	1	1			4	4	100
	夜間			1	1	1	1	1	1	1	1			4	4	100
工業地域	昼間			1	1	1	1	1	1					3	3	100
	夜間			1	1	1	1	1	1					3	3	100
合計	昼間	15	15	10	9	9	9	9	9	7	7	7	7	51	50	98
	夜間	15	11	10	7	8	8	9	9	7	7	6	6	51	40	78
区別適合率 (%)	昼間	100	90	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	98	98	
	夜間	73	70	89	78	86	86	78	86	78	86	78	78	78	78	

第 5 航空機騒音測定結果

第5 航空機騒音測定結果

1 騒音観測装置による測定

(1) 目的

本測定は、主に厚木海軍飛行場に飛来する航空機が比較的多く飛行すると考えられる地域に、騒音測定装置を常設し、本市上空または近隣を飛行する航空機による騒音の状況を把握するために行った。

(2) 測定方法

ア 測定地点

測定は、昭和 53 年度から継続して3箇所の小学校で実施しており、それぞれの所在地等は表5-1及び図5-1に示した。ただし、相沢小学校は平成26年2月1日から3月31日まで機器故障のため欠測とした。

マイクロホンは、航空機騒音を的確に計測でき、かつ暗騒音の影響が極力少ない小学校の屋上に設置しており、各測定地点の周辺の状況は表5-2に示した。

表5-1 航空機騒音測定地点の所在地等

測定地点	所在地 (用途地域)	マイクロホン 位置	厚木海軍飛行場 からの距離 (滑走路からの距離)
長津田小学校	緑区長津田町 2330 (第一種住居地域)	屋上 (地上 12.9m)	北端より北北東 7.8km 南端より北北東 10.5km
相沢小学校※	瀬谷区相沢二丁目 56-1 (第一種低層住居専用地域)	屋上 (地上 16.7m)	北端より東北東 3.8km 南端より北東 5.3km
東中田小学校	泉区中田東中田四丁目 43-1 (第一種低層住居専用地域)	屋上 (地上 12.4m)	北端より南東 7.8km 南端より東南東 6.1km

※ 本年度欠測

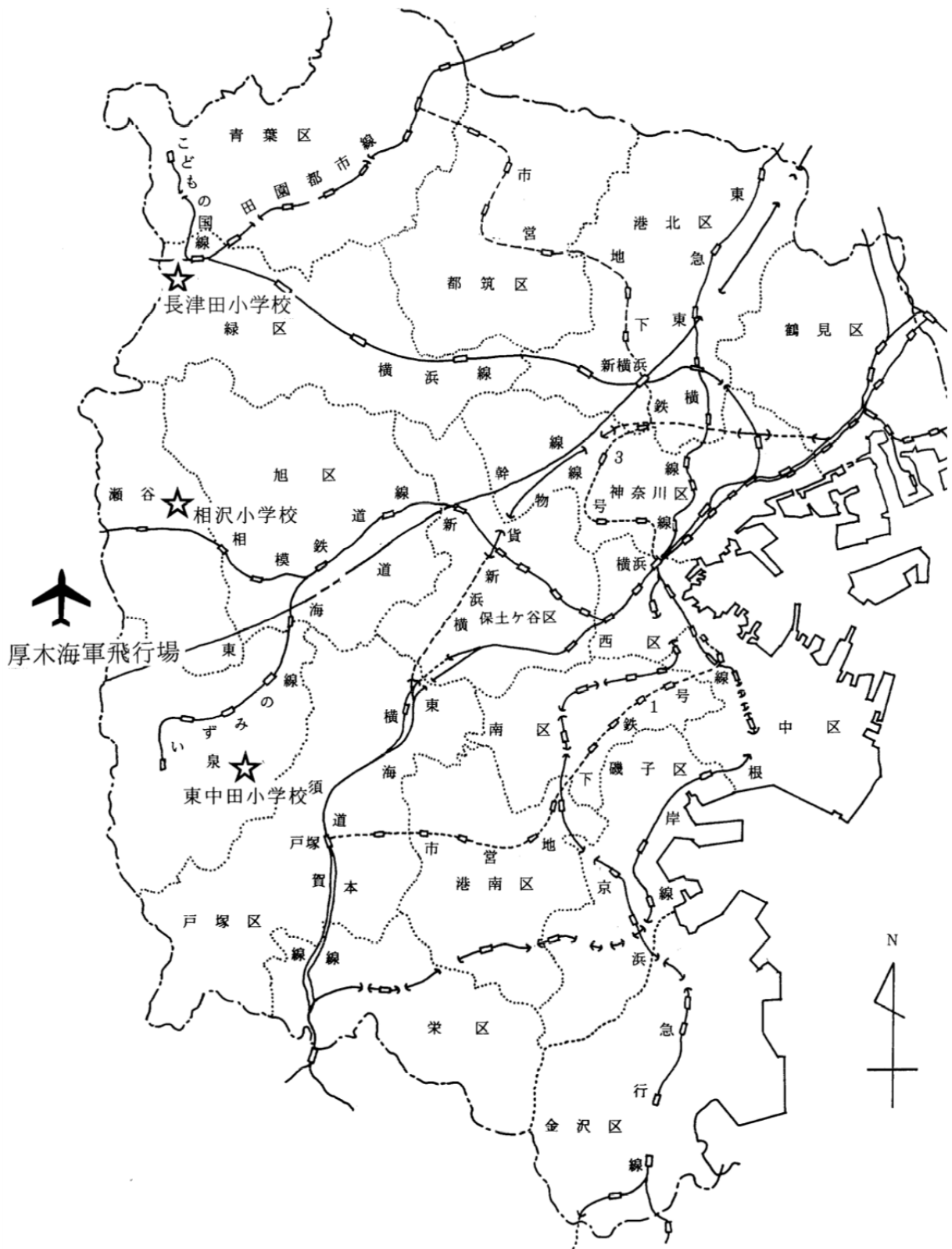


図 5 - 1 航空機騒音測定地点図

表5-2 測定地点周辺の状況

測定地点	周辺の状況
長津田小学校	マイクロホンが設置されている校舎の北側には、JR横浜線や東急田園都市線が通っているため、それらの鉄道騒音のピーク値が風向き等の状況によっては、70dBを超える場合もある。 また、校舎が高台にあるため、風の影響も受けやすい。
相沢小学校※	ほぼ住宅に囲まれているが、児童の声などのため暗騒音は昼間が50dB程度である。厚木飛行場そのものは建物の陰になり見えないが、離発着する航空機の確認は十分できる。
東中田小学校	北側と東側の一部が畑となっているが、その他は住宅地となっている。暗騒音は50dBよりやや高いことが多い。校舎が高台にあるため、風の影響を受けやすい。

※ 本年度欠測

イ 測定期間

昭和53年度から年間を通して常時測定を実施しており、平成25年度の測定期間は次のとおりである。

長津田小学校	平成25年4月1日～平成26年3月31日（365日測定）
相沢小学校	機器故障のため欠測
東中田小学校	平成25年4月1日～平成26年3月31日（365日測定）

ウ 測定方法

各測定地点に航空機騒音自動識別装置付の環境騒音観測装置を設置し、常時航空機騒音等を測定した。

測定した項目は、騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音（以下、「差10dB以上の騒音」という。）について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測した。

エ 測定機器及び設定条件

（ア）航空機騒音自動識別装置付環境騒音観測装置

長津田小学校 NA-36 リオン株式会社製

東中田小学校 NA-36 リオン株式会社製

（イ）周波数補正回路：A特性

（ウ）動特性：SLOW

オ 評価方法

平成 25 年度より評価方法に変更があり新たな評価は、1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を『航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示 154）』第 1 の 2 の（4）に規定されている算式アにより算出し、全測定日の L_{den} について、同規定の算式イによりパワー平均を算出するものとする（以下「新評価方法」という。）。

なお、平成 24 年度までの評価方法である WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）（以下「旧評価方法」という。）による結果についても参考までに記載した。

1 日ごとの L_{den} は次の算式アにより求めた。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}} \right] \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいう。

$L_{AE,di}$ ：午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE}

$L_{AE,ej}$ ：午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE}

$L_{AE,nk}$ ：午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE}

T_0 ：基準化時間（1 秒）

T ：観測 1 日の時間（86,400 秒）

全測定日の L_{den} は次の算式イにより求めた。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

（注） N ：測定日数

$L_{den,i}$ ：測定日のうち i 日目の測定日の L_{den}

(3) 測定結果

1年間の測定結果の概要を表5-3～表5-4に示す。

差10dB以上の騒音の発生回数には差20dB以上の騒音の発生回数を含み、以下同じくより差の大きい騒音の発生回数を含んでいる。

表5-3 長津田小学校での測定結果の概要

	騒音発生回数										騒音 の音 最レ 大ベ ル dB	差10dB以上の 継続時間		L_{den}	有効 測定 日数	
	【最大値】と【暗騒音】の差10dB以上						差20dB 以上	差30dB 以上	差40dB 以上	月 合計		日 平均	月 合計			日 平均
	時間帯別(回/月)				回/月	回/月										
	0時 ～6時	7時 ～18時	19時 ～21時	22時 ～23時												
4月	1	193	41	0	235	7.8	7	0	0	89	963	32.1	45.7	30		
5月	1	120	23	1	145	4.7	10	2	0	98	907	29.3	49.1	31		
6月	1	79	15	0	95	3.2	7	1	0	92	511	17.0	44.7	30		
7月	3	13	3	0	19	0.6	1	0	0	82	76	2.5	35.6	31		
8月	0	21	8	0	29	0.9	5	0	0	84	133	4.3	44.3	31		
9月	6	39	0	0	45	1.5	7	0	0	85	251	8.4	48.2	30		
10月	4	53	6	2	65	2.1	3	0	0	84	247	8.0	41.5	31		
11月	10	35	25	0	70	2.3	2	0	0	84	304	10.1	42.9	30		
12月	1	65	3	0	69	2.2	7	0	0	85	467	15.1	41.8	31		
1月	2	206	32	0	240	7.7	9	1	0	91	1,053	34.0	47.2	31		
2月	2	233	43	0	278	9.9	9	0	0	89	1,435	51.3	47.8	28		
3月	2	74	7	1	84	2.7	3	1	0	93	349	11.3	44.1	31		
年間合計	33	1,131	206	4	1,374	--	70	5	0	98	6,696	--		365		
年間平均	2.8	94.3	17.2	0.3	114.5	3.8	5.8	0.4	0		558	18.3	46			

表5-4 東田中小学校での測定結果の概要

	騒音発生回数										騒音 の音 最レ 大ベ ル dB	差10dB以上の 継続時間		L_{den}	有効 測定 日数	
	【最大値】と【暗騒音】の差10dB以上						差20dB 以上	差30dB 以上	差40dB 以上	月 合計		日 平均	月 合計			日 平均
	時間帯別(回/月)				回/月	回/月										
	0時 ～6時	7時 ～18時	19時 ～21時	22時 ～23時												
4月	0	308	72	0	380	12.7	24	1	0	95	2,437	81.2	50.7	30		
5月	0	231	47	0	278	9.0	22	0	0	89	2,031	65.5	47.9	31		
6月	1	211	20	3	235	7.8	25	1	0	90	1,374	45.8	46.2	30		
7月	7	59	11	0	77	2.5	12	2	0	95	584	18.8	47.1	31		
8月	3	63	15	0	81	2.6	8	1	0	90	519	16.7	45.3	31		
9月	11	65	9	1	86	2.9	12	1	0	91	542	18.1	48.2	30		
10月	9	89	10	1	109	3.5	6	0	0	82	652	21.0	43.5	31		
11月	6	93	1	0	100	3.3	8	1	0	93	476	15.9	44.1	30		
12月	6	85	5	0	96	3.1	13	2	0	96	883	28.5	47.7	31		
1月	0	284	52	1	337	10.9	31	1	0	92	2,743	88.5	50.0	31		
2月	5	199	37	4	245	8.8	25	2	0	94	2,051	73.3	48.8	28		
3月	2	55	19	0	76	2.5	1	1	0	98	572	18.5	48.6	31		
年間合計	50	1,742	298	10	2,100	--	187	13	0	98	14,864	--		365		
年間平均	4.2	145.2	24.8	0.8	175	5.8	15.6	1.1	0		1,239	40.7	48			

ア 騒音発生回数

(ア) 1日あたりの騒音発生回数

平成25年度の年間航空機騒音発生回数は、長津田小学校が1,374回、東中田小学校が2,100回となっている。地点別の1日あたりの騒音発生回数の過去10年間の経年変化を表5-5のとおりである。

表5-5 1日あたりの騒音発生回数経年変化

測定地点\年度	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長津田小学校	1.3	4.9 (2.1)	4.5	4.0	3.6	3.8	3.2	4.5	4.4	3.8
相沢小学校	8.6	8.1	7.7	7.5	5.7	6.2	5.5	5.5	5.8	—
東中田小学校	4.9 (2.0)	4.3	4.5	4.8	4.2	4.6	4.5	6.6	6.3	5.8

() : 「5秒値」で処理した数値

(イ) 月別騒音発生回数

月別騒音発生回数(図5-2)は、概ね夏季に最も少なくなる傾向となっているが、空母の入港期間(「2(2)米空母の横須賀入港による影響」参照)と概ね一致している。発生回数で見ると、全体的に4月から6月及び1月から2月にかけて騒音が多く発生している。

南風となる夏季には飛行場の南方に位置している東中田小学校が高くなる傾向がある。また、発生回数が少ない長津田小学校でも、飛行場の北方に位置しているため、北風となる冬季には多くなる傾向にある。

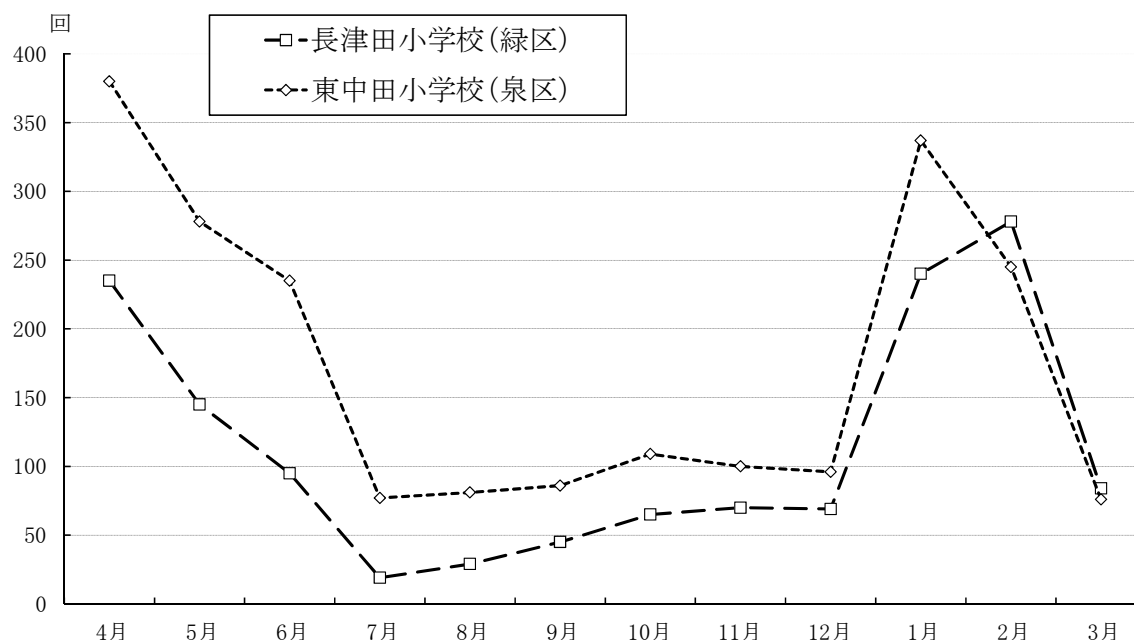


図5-2 月別騒音発生回数(平成25年度)

(ウ) 時刻別騒音発生回数

時刻別騒音発生回数を図5-3に示した。

全体的には6時台から騒音の発生回数が増加し始め、9時台に最大ピークに達した後、減少し、13時台と18時台をピークとする増減を繰り返した後、収束している。

地点別では、東中田小学校が長津田小学校より全ての時間帯で発生回数が多く、午後から日没の時間帯にかけては発生回数に顕著な差がみられる。

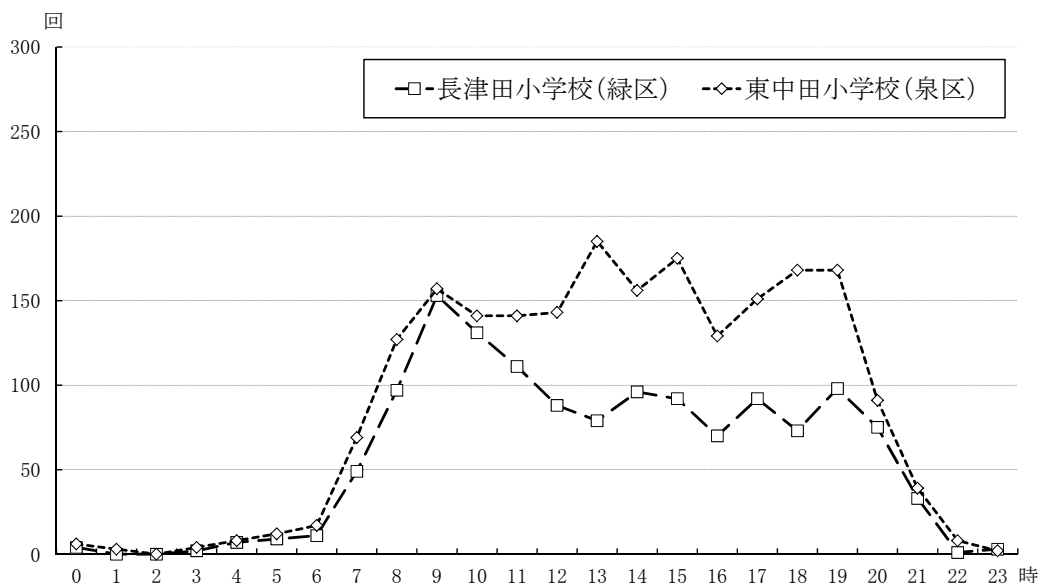


図5-3 時刻別騒音発生回数(平成25年度)

(エ) 曜日別騒音発生回数

曜日別騒音発生回数を図5-4に示したが、2地点とも、概ね土曜日と日曜日が少なくなっている。この傾向はこの数年、概ね変わっていない。

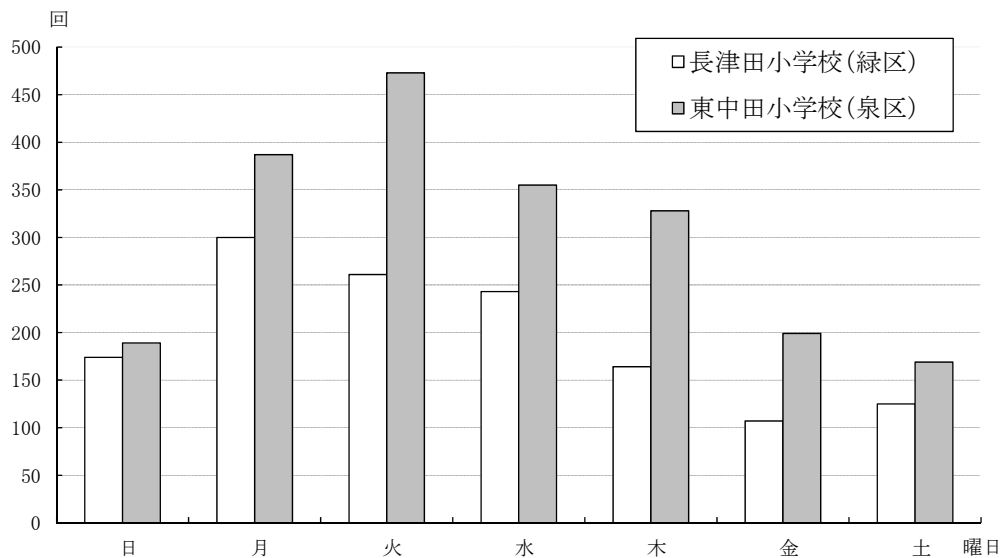


図5-4 曜日別騒音発生回数(平成25年度)

イ ピークレベルの発生状況

年間を通してのピークレベルの最大値を見ると、測定結果の表5-3及び表5-4のとおり、長津田小学校、東中田小学校共に98dBであった。

また、差30dB以上の騒音が記録された月は、東中田小学校が10か月、長津田小学校が4か月であった。

騒音のピークレベルの割合を差10dB以上20dB未満、差20dB以上30dB未満、差30dB以上40dB未満、差40dB以上の4段階に分け、その割合を地域ごとに図5-5に示した。

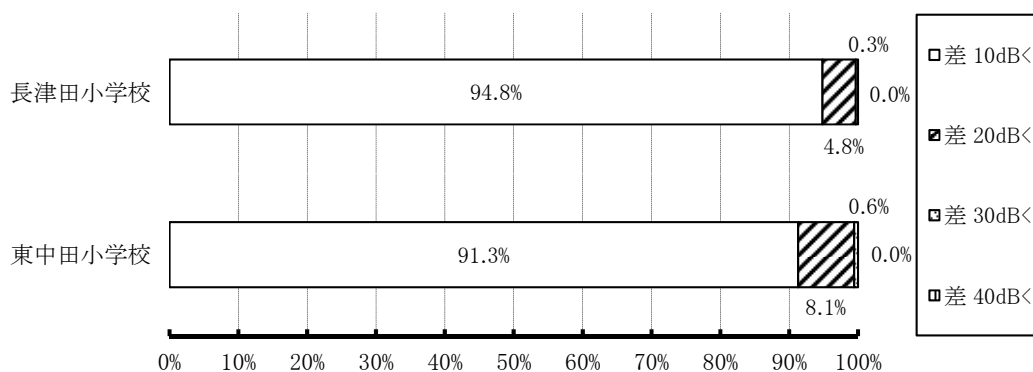


図5-5 地域別にみたピークレベルの発生割合(平成25年度)

ウ 騒音継続時間

(ア) 1日あたりの騒音継続時間

1日あたりの騒音継続時間の年間平均値の過去10年間の経年変化を表5-6に示す。

相沢小学校が最も長く、次いで東中田小学校、長津田小学校の順となっている。近年、相沢小学校と東中田小学校の差が縮まっているのが特徴的である。

表5-6 1日あたりの騒音継続時間経年変化

測定地点\年度	(秒/日)									
	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長津田小学校	25.2	36.0 (31.2)	31.2	27.0	17.9	18.7	16.4	22.7	22.4	18.3
相沢小学校	66.5	63.4	53.1	51.9	38.7	47.5	46.7	41.1	49.8	—
東中田小学校	33.4 (28.6)	27.6	28.8	35.1	31.1	29.4	30.6	47.7	48.8	40.7

(イ) 月別騒音累積時間

差10dB以上の濃音の月別累積時間を図5-6に示す。この月別騒音累積時間については、月別騒音発生回数(図5-2)とほぼ同様の傾向で、概ね空母の入出港時期と一致している。

また、年間をとおして東中田小学校が長津田小学校より長い傾向にある。

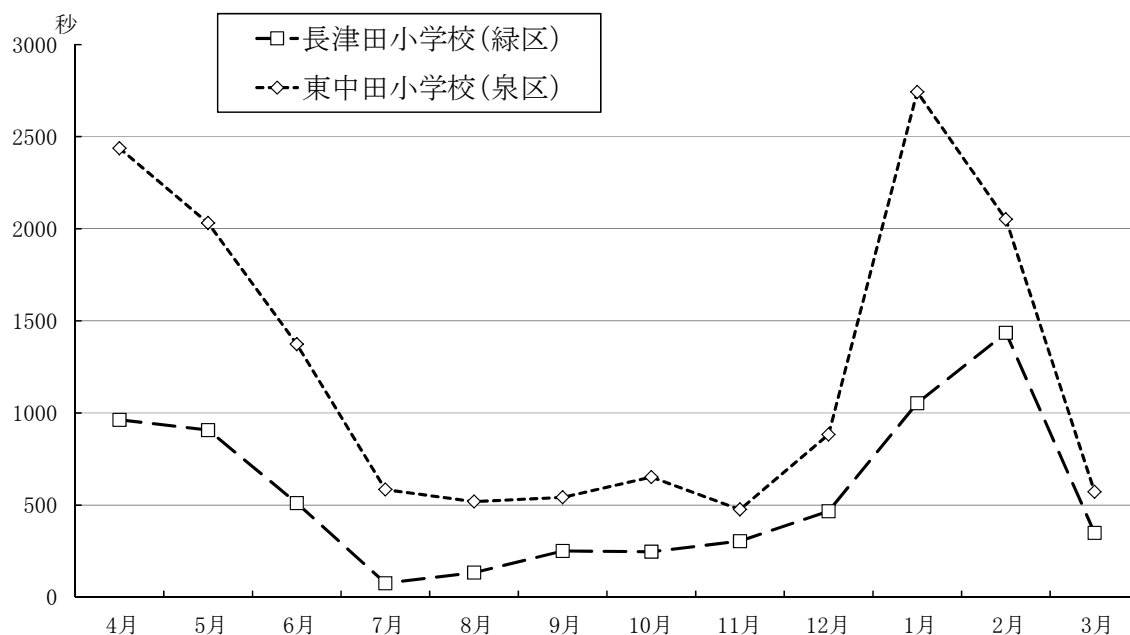


図5-6 月別騒音累積時間(平成25年度)

(ウ) 1回あたりの継続時間

1回あたりの継続時間の過去10年間の経年変化を表5-7に示す。

騒音発生1回あたりの継続時間について見てみると、航空機騒音全てを対象とした測定方法に変更した平成17年度以降3地点に有意な差はあまりなく、概ね4秒台から8秒台の間で推移している。

平成25年度は長津田小学校が4.9秒/回、東中田小学校が7.0秒/回であった。

表5-7 騒音発生1回あたりの継続時間経年変化

測定地点\年度	(秒/日)									
	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長津田小学校	19.3	7.4 (15.0)	7.0	6.7	5.0	4.9	5.2	5.1	4.8	4.9
相沢小学校	7.7	7.8	6.9	7.0	6.8	7.7	8.5	7.5	7.8	—
東中田小学校	6.8 (14.6)	6.4	6.5	7.4	7.4	6.4	6.8	7.2	7.0	7.0

(エ) 時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

本年度より航空機騒音の環境基準は L_{den} で示されており、住居系地域で57dB以下、商業系地域が62dB以下と定められている。横浜市域はこの基準の適用を受けていないが、1日ごとの L_{den} をパワー平均し月間及び年間の L_{den} を求めた。

年間の概要は表5-3及び表5-4のとおりであるが、平成25年度における月別変化を図5-7に示した。年間値、月間値とも、いずれの地点でも住居系地域における航空機騒音の環境基準値を下回っていた。

経月変化を見ると、図5-7のとおり発生回数等と同じく年度当初から高く、6~8月と減少した後、一旦9月に増加し、再びやや減少した後12月以降、高くなっており、空母の寄港時期とよく一致している。

参考に、旧評価方法による平成5年度以降の経年変化を表5-9に、昭和53年度以降の経年変化を図5-8に示した。どの地点でも昭和62年度前後に最も低くなった後、平成3年度にかけて上昇した。平成15年度からの5年間を見ると全体としては減少傾向の中で、相沢小学校が一番高く、次いで長津田小学校、東中田小学校という傾向だったが、この傾向は近年崩れている。東中田小学校では平成13年度に大幅に増加した後、概ね3地点の中で一番低く推移していたが、近年は最も高くなった。他の2地点は横ばいであった。

平成25年度の測定結果を地点別にまとめてみると、次のようになる。

長津田小学校：年間の騒音発生回数が1,374回で東中田小学校に比べ多くなかったが、ピークレベルの高い騒音が多く測定され、差30dB以上を記録した月は4か月であった。月間 L_{den} が50dB以上であった月数はなかった。

東中田小学校：年間の騒音発生回数が2,100回で長津田小学校に比べ多く、差30dB以上を記録した月は10か月であった。月間 L_{den} が50dB以上であった月数は2か月であった。

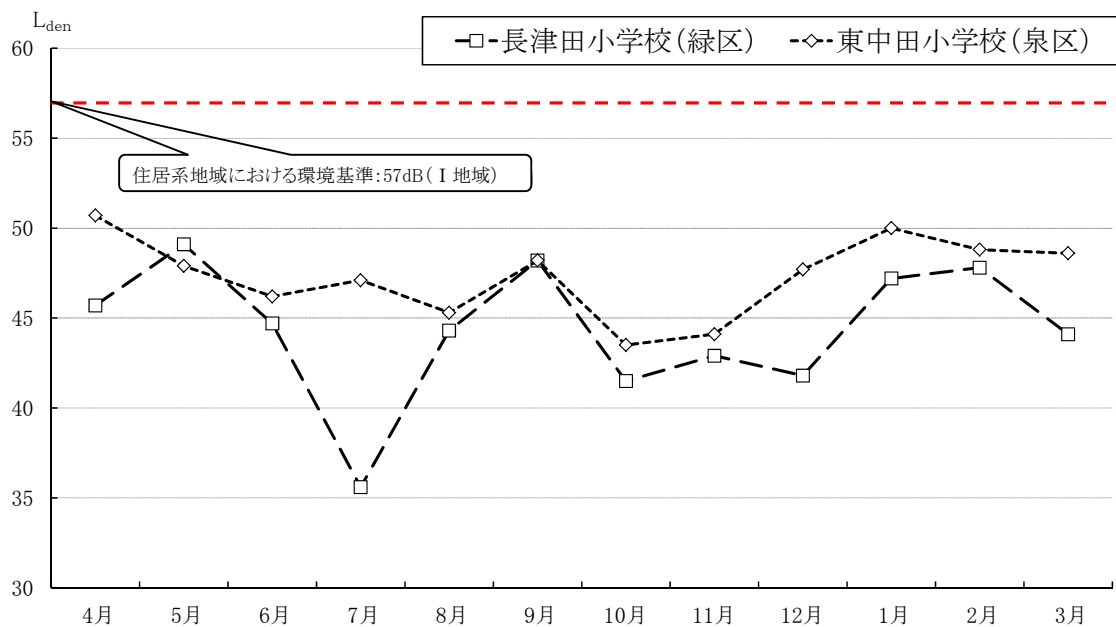


図5-7 L_{den}の経月変化(平成25年度)

表5-9 WECPNLの年度推移(参考)

調査地点名\年度	H 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
長津田小学校	61	62	61	61	58	60	60	59	59	60
相沢小学校	61	61	61	60	61	61	60	59	59	59 (58)
東中田小学校	58	59	58	58	58	57	57	58	63	61

調査地点名\年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
長津田小学校	60	59	59 (59)	58	59	57	56	57	57	57
相沢小学校	61	61	60	60	60	57	59	59	59	59
東中田小学校	59	58 (57)	58	57	58	57	57	57	60	61

表中の3つの()は「5秒値」で処理した数値である。

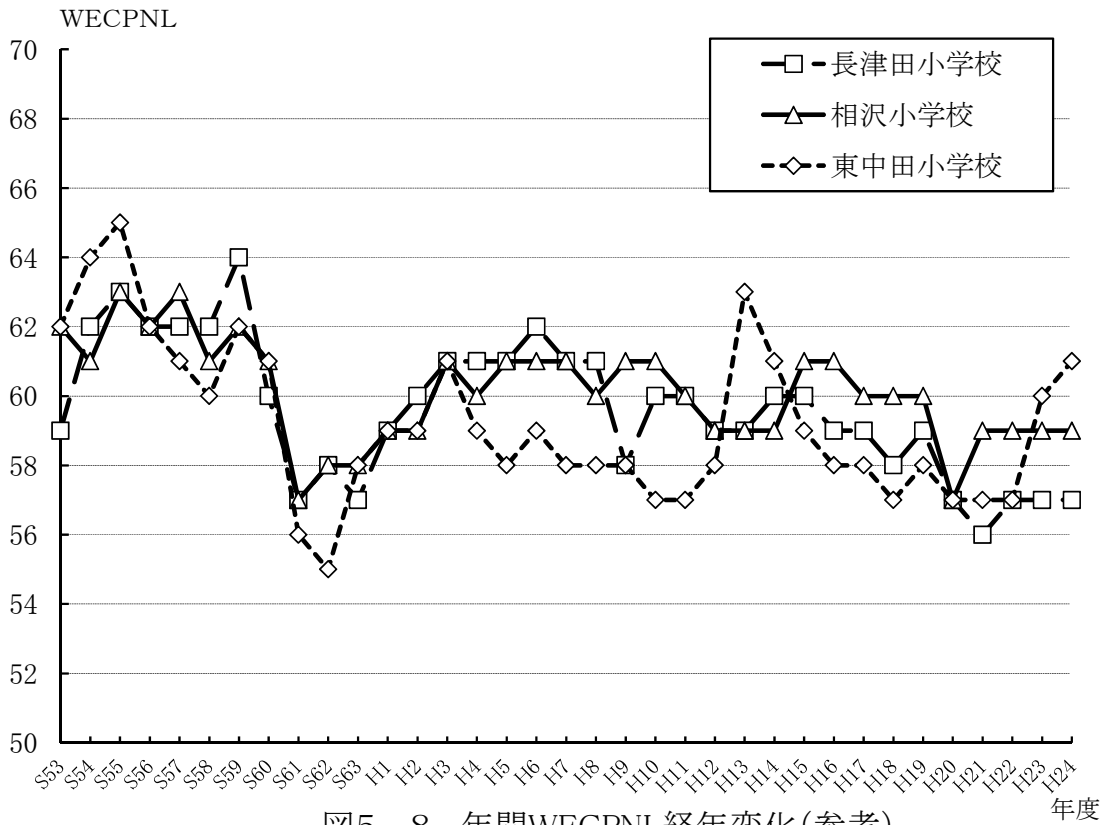


図5-8 年間WECPNL経年変化(参考)

2 米空母の横須賀入港時における本市への騒音についての影響

(1) 騒音被害の概要

昭和48年10月に米空母『ミッドウェー』が、横須賀をいわゆる「母港」として初入港し、平成3年9月からは『ミッドウェー』に代わり『インディペンデンス』が入港した。その後、平成10年8月には『インディペンデンス』に代わり『キティホーク』が入港した。現在は、『ジョージ・ワシントン』（以下、『ジョージ・ワシントン』を米空母という。）のいわゆる「母港」となっている。

また、艦載機も平成15年にはF-14 トムキャット戦闘機(1飛行隊)がF/A-18F スーパーホーネット戦闘攻撃機(複座)に機種転換され、平成16年にはF/A-18C スーパーホーネット戦闘攻撃機(1飛行隊)がF/A-18E スーパーホーネット戦闘攻撃機(単座)に機種転換されている。

米空母は毎年数回にわたり艦の修理や乗務員の休養等を目的として横須賀港に入港している。その際、艦載機は横浜市の上空(航空路B14 図5-9)等を飛行して、大和市と綾瀬市、海老名市にまたがる厚木海軍飛行場に飛来している。

これらの艦載機が厚木海軍飛行場に飛来する時や帰艦する時の騒音被害の他、日常の訓練飛行、さらには夜間、滑走路を空母に見立ててタッチ・アンド・ゴーを行う夜間連続離着陸訓練(Night Landing Practice)等による騒音被害が発生している。平成元年から硫黄島に着陸訓練施設の建設が開始され、平成14年2月には、できる限り多くのNLPを硫黄島で実施することが了解された。以来、NLPの主な訓練は硫黄島で実施されることが多くなり、近年はNLP直前に行われている集中的な訓練による騒音が発生しているが、平成19年度は5月に厚木海軍飛行場でジェット戦闘攻撃機によるNLPが実施された。

〔厚木海軍飛行場の概要
土地面積 5,068,806m²
滑走路 延長;約2,438m 幅;約45m〕
(「神奈川の米軍基地」神奈川県を参考に記載しました)



図5-9 厚木海軍飛行場及び横須賀海軍施設とB-14の位置

(2) 米空母の横須賀入港による影響

米空母艦載機が飛来することによって航空機騒音が増大していることから、米空母が横須賀に入港している期間と出港している期間との差を比較した。

ア 米空母の横須賀入出港日

平成 25 年度の米空母の横須賀入出港日を表 5-11 に示した。

表 5-11 米空母の横須賀入出港日

(平成 26 年 3 月現在)

入 港 日	出 港 日
平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 6 月 21 日
平成 25 年 6 月 25 日	平成 25 年 6 月 26 日
平成 25 年 8 月 23 日	平成 25 年 8 月 24 日
平成 25 年 8 月 24 日	平成 25 年 9 月 13 日
平成 25 年 12 月 5 日	平成 26 年 3 月 31 日

(横須賀市のホームページから転載した)

イ 米空母入港期間と出港期間における騒音の状況

米空母が入港している期間と出港している期間の測定結果の比較を表 5-12 に示した。ここでは、空母艦載機は空母の横須賀入港日よりも幾分早く厚木基地に飛来し、また空母の出港日より遅れて厚木基地を離れることから、米空母入港期間(停泊時)は実際の空母の横須賀入港日より 2 日前からとし、出港期間(不在時)は出港日の 2 日後までとした。

米空母が入港している期間と出港している期間における騒音発生回数を図 5-10 に示した。

いずれの地点でも、騒音発生回数、ピークレベルの最大値は米空母が入港している期間の方が高い値を示している。

表 5-12 米空母の入港中と出港中における騒音発生回数等の比較

測定地点名	停 泊 時				不 在 時			
	測定日数 日/年	発生回数 回/年 (日平均)	加重回数 回/年 (日平均)	ピーク レベル の最大値	測定日数 日/年	発生回数 回/年 (日平均)	加重回数 回/年 (日平均)	ピーク レベル の最大値
長津田小学校 (緑 区)	235	1,182 (5.0)	1,672 (7.1)	98	130	192 (1.5)	447 (3.4)	85
東中田小学校 (泉 区)	235	1,741 (7.4)	2,550 (10.9)	98	130	359 (2.8)	686 (5.3)	95

3 航空機騒音に係る苦情

航空機騒音は厚木海軍飛行場に起因するものが主であることから、厚木海軍飛行場に隣接している地域を調査地点にしていることは既に述べているとおりである。環境創造局に寄せられた航空機騒音に対する苦情と、各区等に寄せられ政策局基地対策課で集計した航空機騒音に対する苦情の推移について、この10年間の数値を表5-13に、平成元年以降の変化図を図5-10に示した。航空機による騒音被害の苦情は、平成6年度に増加した後、平成7年度に一度減少し、その後大幅に増え続け平成10年度に最も多くなり、その後は概ね減少したが、近年は増えつつある。

表5-13 苦情受理件数経年変化

年度	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
環境創造局集計	32	42	64	72	55	63	48	62	81	82
軍用機(環)	16	30	41	46	31	33	33	32	44	63
その他(環)	16	15	23	26	24	30	20	40	44	21
政策局集計	61	90	115	228	45	67	79	116	314	290

環境創造局集計：環境創造局で受け付けた航空機騒音全体についての苦情件数（1件の訴えでも両方を指摘するものもあり、軍用機とその他の合計と一致しない年度もある。）

軍用機（環）：環境創造局で受け付けた米軍及び自衛隊の航空機騒音についての苦情件数

その他（環）：環境創造局で受け付けた民間航空機騒音についての苦情件数

政策局集計：本市で受け付けた航空機騒音についての苦情件数

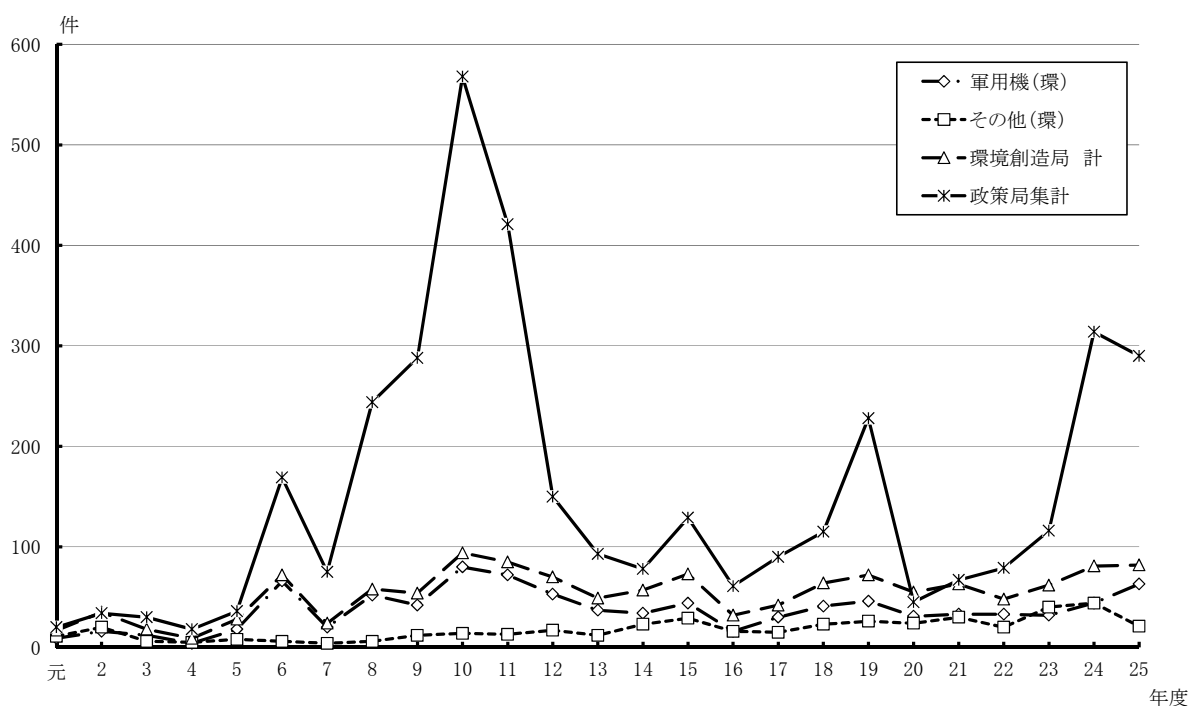


図5-10 航空機騒音による苦情件数の経年変化図

4 関係資料

(1) 常時測定地点の日別L_{den}

長津田小学校(緑区)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	40	61	26	41				25				32
2日		53		41	35		28		34			
3日	49	36	38			38	31		38			27
4日	47	29	42				24		41		42	47
5日	41		50	28		60			44	38	51	29
6日	38	47	42			27	25	37		42	51	44
7日	46	41	39				35	24	47	45	47	42
8日	47	50	46		32		24	36	28	39	42	
9日	44		27			39		26	42	47	24	
10日	50	34				47			43	30	48	
11日	49	34	53		42	42			24	29	49	
12日			34		53			39	30	24	53	25
13日				35				24		49	56	26
14日		40	41	26	30	32		30	27	46		30
15日	48	49				29	32	34	35	48	24	
16日	43	41					47		44	42		
17日	43	32	37	31		30	42	35	31	44		43
18日	49	33	45			38	45	28	46	28	46	55
19日	40	38	50	32		25			49		36	38
20日	41	43	48					37	30		47	34
21日		50	42		43		44	49	39	51	44	47
22日	48	46	28	41			49	38		51	43	46
23日	47	42	31	29	44	30	40	41	43	49	30	
24日	43		27		24		39	42		47	42	37
25日	44	32	44	25		35	37	53			47	26
26日	27	27	26			30		44	32		44	29
27日	41	27	44		28	45		43	32	40	42	32
28日		49		26	28		43			46	34	
29日	36	39	34			24	28	26		45		
30日	47			28		32	24			53		32
31日		38		24						53		27
月間	45.7	49.1	44.7	35.6	44.3	48.2	41.5	42.9	41.8	47.2	47.8	44.1

年間Lden = 46

東中田小学校(泉区)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	40	51	31	48	33		36	31	42			
2日		48	34	40	28	26	43	47	30		27	
3日		43	49	47		42	41	26	52		38	35
4日	50		47		44	49	33	24	25		46	47
5日	47		48		36	58		49	49		51	
6日		56	43		39	30	24	45	52	39	54	42
7日		49	33		39	26	31	44	35	48	50	28
8日	50	48	50	37	42	29	45	33	26	52	44	
9日	54	45	45	39	31	46	47		40	48	40	
10日	48	35	40	55		52	44	53	39	33	56	39
11日	48	29	42	44		49	32	44	42	34	54	42
12日	44	34	36	55	56			24	37		50	45
13日	32	41	34			48		42		51	48	41
14日		44	45	50	34	27	31	42		52	38	40
15日	51	48			35	39	42	35	44	48	25	33
16日	51	49	30	43	41		39			52		
17日	48	41	44	40			40		48	51	36	43
18日	50		53	42		29	44	44	53		46	36
19日	44		47	26	29	29	45	42	51		45	45
20日	32	35	53	24	37	32		37	41	35	35	27
21日		46	45	27	39	39	29	45		57	54	61
22日	49	50	44		51	56	52	46	27	52	46	
23日	53	53	41	48	48		48	44	56	49		
24日	51	41	49	41	41	29	41	34		50	39	46
25日	44		47	47	29	32	35	48			48	41
26日	42	27	33	40	30	31	31	26	36	29	49	33
27日			41	43	45	50	33	36	38	50	41	
28日		50	35	49	46			37		48	30	28
29日	48	47	43	25	47	25	45	42		51		
30日	60	45	49	46	31	37	48	35		51		25
31日		43		44			38		27	43		31
月間	50.7	47.9	46.2	47.1	45.3	48.2	43.5	44.1	47.7	50.0	48.8	48.6

年間Lden = 48

(2) 常時測定地点の日別騒音発生回数

長津田小学校(緑区)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	5	21	1	3	0	0	0	1	0	0	0	1
2日	0	10	0	2	3	0	1	0	2	0	0	0
3日	17	3	3	0	0	1	1	0	4	0	0	1
4日	10	1	7	0	0	0	1	0	5	0	6	9
5日	5	0	5	1	0	8	0	0	5	1	29	1
6日	3	8	6	0	0	1	1	3	0	7	31	3
7日	26	3	6	0	0	0	2	1	1	14	14	6
8日	8	4	2	0	1	0	1	3	1	4	1	0
9日	8	0	1	0	0	3	0	1	4	18	1	0
10日	25	4	0	0	0	6	0	0	6	2	16	0
11日	23	1	4	0	4	5	0	0	1	2	24	0
12日	0	0	2	0	9	0	0	4	2	1	34	1
13日	0	0	0	2	0	0	0	1	0	17	30	1
14日	0	5	4	1	2	2	0	3	1	13	0	2
15日	19	11	0	0	0	2	2	3	2	15	1	0
16日	5	3	0	0	0	0	13	0	6	8	0	0
17日	6	3	4	1	0	1	10	2	3	8	0	7
18日	3	2	2	0	0	5	5	1	4	1	15	30
19日	5	1	8	1	0	1	0	0	9	0	4	4
20日	3	10	12	0	0	0	0	2	2	0	14	3
21日	0	20	4	0	4	0	4	3	2	19	12	2
22日	19	6	2	1	0	0	9	2	0	27	7	2
23日	12	9	2	2	3	2	5	4	4	8	2	0
24日	7	0	1	0	1	0	2	3	0	13	6	2
25日	11	1	7	1	0	2	3	30	0	0	15	1
26日	1	1	1	0	0	1	0	1	3	0	7	1
27日	4	1	10	0	1	2	0	1	2	3	3	3
28日	0	6	0	1	1	0	3	0	0	3	6	0
29日	3	7	1	0	0	1	1	1	1	0	7	0
30日	7	0	0	2	0	2	1	0	0	23	---	2
31日	---	4	---	1	0	---	0	---	0	26	---	2
月間	235	145	95	19	29	45	65	70	69	240	278	84

年間騒音発生回数 = 1374回

東中田小学校(泉区)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	3	19	2	6	2	0	3	2	1	0	0	0
2日	0	19	3	2	1	1	5	2	2	0	1	0
3日	0	7	7	7	0	2	4	1	11	0	1	3
4日	23	0	22	0	2	10	1	1	1	0	9	10
5日	9	0	24	0	1	9	0	2	10	0	26	0
6日	0	21	7	0	3	2	1	3	5	7	30	3
7日	0	19	4	0	3	1	2	4	2	22	18	2
8日	24	12	14	3	4	1	8	1	1	41	2	0
9日	26	14	4	3	3	10	6	0	4	24	2	0
10日	13	3	4	5	0	10	7	2	3	2	9	3
11日	12	1	6	2	0	7	3	4	4	3	35	4
12日	11	1	4	3	4	0	0	1	2	0	22	10
13日	1	8	5	0	0	7	0	2	0	21	13	3
14日	0	6	8	3	3	1	1	5	0	13	5	2
15日	12	17	0	0	1	2	8	4	2	21	1	2
16日	32	17	2	5	4	0	5	0	0	19	0	0
17日	24	4	11	4	0	0	4	0	10	5	6	4
18日	24	0	24	3	0	2	4	8	8	0	9	4
19日	8	0	8	1	2	2	8	4	15	0	6	4
20日	1	2	18	1	2	3	0	4	3	2	2	1
21日	0	7	7	1	5	1	2	13	0	22	6	5
22日	27	18	6	0	7	1	5	10	1	21	2	0
23日	29	26	3	4	4	0	7	9	2	15	0	0
24日	21	7	8	3	2	2	4	1	0	25	2	6
25日	10	0	5	7	1	1	2	5	0	0	16	5
26日	9	1	2	2	2	3	1	1	3	2	16	1
27日	0	0	5	1	8	6	2	3	5	5	4	0
28日	0	20	7	4	7	0	0	3	0	11	2	1
29日	26	17	7	1	8	1	4	3	0	22	---	0
30日	35	8	8	3	2	1	7	2	0	25	---	1
31日	---	4	---	3	0	---	5	---	1	9	---	2
月間	380	278	235	77	81	86	109	100	96	337	245	76

年間騒音発生回数 = 2100回

第 6 参考資料

第6 参考資料

<騒音>

1 【騒音に係る環境基準】

(環境庁告示第64号 平成10年9月30日)

環境庁告示第45号 平成17年5月26日

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、医療施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

(本市にはAAを当てはめる地域はない。)

- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

(4) 騒音の測定は計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正特性はA特性を用いることとする。

(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な制度を確保しえる範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる、当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業所、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

(第2以下 略)

(デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位とする。)

2【騒音規制法 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度】

(総理府・厚生省令第 3 号 昭和 46 年 6 月 23 日)

改正 総理府令第 15 号 平成 12 年 3 月 2 日

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表とする。

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

(自動車騒音の測定方法等)

- 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)

の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。

- 6 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に関わる自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 7 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

3 【騒音に係る環境基準の地域の類型等】

「1 騒音に係る環境基準」における地域の類型、「2 騒音規制法による自動車騒音の限度における区域区分」とこれらにおける時間区分のあてはめについては、環境基本法第16条第1項、第2項に基づく神奈川県告示第312号（平成11年3月30日）及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府・厚生省令第3号、平成12年3月2日改正）の別表備考に基づく横浜市告示第78号（平成12年3月24日）により次の示すとおりである。

（1）地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
A地域	a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域	b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域	c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

（2）時間区分

昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から午前6時まで

4 <新幹線鉄道騒音・振動の基準等>

【新幹線鉄道騒音に係る環境基準について】

(昭和 50. 7. 29 環境庁告示第 46 号)

改正 平 5 環告 91

改正 平 12 環告 78

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注)：略

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
 - (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1) のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
 - (5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（S L O W）を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

【環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域】

(昭和 52 年 4 月 22 日告示第 316 号)

改正 昭和 52 年 5 月 16 日告示第 383 号

平成 5 年 6 月 25 日告示第 641 号

平成 6 年 2 月 4 日告示第 65 号

平成 8 年 5 月 10 日告示第 434 号

平成 13 年 1 月 5 日告示第 1 号

平成 17 年 3 月 25 日告示第 210 号

最新改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 212 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）第 1 の 1 の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。（以下略）

1 類型の当てはめをする地域（概要）

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400 メートル以内の地域。ただし、鶴見川橋りょうは、橋りょうの両先端の線路の中心からそれぞれ半径 600 メートルの円内の地域。

2 それぞれの類型の当てはめをする地域（概要）

類型	基準値	都市計画法による用途地域
I	70 d B 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域
II	75 d B 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<振動>

【環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)】

(昭和 51 年 3 月 12 日環大特 32 号)

環境庁長官から運輸大臣にあてた勧告のうち、「当面の指針等」の内容は以下のとおり。

1 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

2 測定方法等

- (1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。(以下略)
- (2) 測定条件は、次のとおりとすること。
 - ア 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われている堅い場所とすること。
 - イ 振動ピックアップの設置場所は、傾斜又は凹凸のない場所とし、水平面を十分確保できる場所とすること。
 - ウ 振動ピックアップは、外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。
 - エ 指示計器の動特性は緩(SLOW)とすること。
- (3) 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うものとする。

なお、測定時期は、列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 振動の評価は、(3) のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うものとする。

3 指針達成のための方策

(以下略)

5 <航空機騒音に係る環境基準等>

【航空機騒音に係る環境基準について】（抜粋）

（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）
 改正 平成 5 年 10 月 28 日環告第 91 号
 改正 平成 12 年 12 月 14 日号外環告第 78 号
 改正 平成 19 年 12 月 17 日環告第 114 号

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	新基準値	旧基準値
I	57 dB 以下	70 WECPNL 以下
II	62 dB 以下	75 WECPNL 以下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{LAE,di}{10}} + \sum_j 10^{\frac{LAE,ej+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{LAE,nk+10}{10}} \right] \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいう。

- $L_{AE,di}$: 午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE}
 $L_{AE,ej}$: 午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE}
 $L_{AE,nk}$: 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時
 までの時間帯における k 番目の L_{AE}
 T_0 : 基準化時間 (1秒)
 T : 観測1日の時間 (86,400秒)

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N : 測定日数

$L_{den,i}$: 測定日のうち i 日目の測定日の L_{den}

(5) 測定は計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに	—	
第三種空港及びこれに準ずるもの				
既設飛行場	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内	—
		B	10年以内	5年以内に70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	新東京国際空港		10年以内	5年以内に70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

備考2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

備考3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

【航空機騒音に係る環境基準について】

(昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号 環境庁大気保全局長)

航空機騒音に係る環境基準（以下単に「環境基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定されたところである。

環境基準は、航空機騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和 42 年法律 132 号）第 9 条第 1 項に基づき定められたものであり、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。貴職におかれては、このような環境基準の設定の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意のうえ、環境基準の地域類型をあてはめる指定（以下「地域指定」という。）を行うほか、環境基準達成のための施策の実行に関し、格段の御配慮を願いたく通知する。

なお、地域指定を行った場合には、遅滞なく環境庁へ報告されたい。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係各省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第 1 地域指定

- 1 地域指定の権限は、公害対策基本法第 9 条第 2 項の規定に基づいて制定された「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和 46 年政令第 159 号)」により、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、貴職において地域指定を速やかに行うこと。
- 2 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。従って、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとする。
- 3 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を類型Ⅰにあてはめるものとし、その他を類型Ⅱにあてはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Ⅰにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

- 4 地域指定を行つたときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。
- 5 地域指定の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画上の大幅な変更があつた場合にも速やかに行うこと。

第2 測定方法等

- 1 測定は、暗騒音よりピークレベルが10dB以上大きいすべての航空機騒音について、各測定時期ごとに連続7日間行うことが原則であるが、当該時期の平均的な騒音の状況を把握するために必要かつ十分な日数としても差しつかえないこと。
なお、測定の際の暗騒音とは、測定点付近における航空機騒音以外の騒音をいうものであり、このレベルがあまり変動しない場合は、一定値として扱ってもよいこと。
- 2 測定は、当該地域において環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点であつて、なるべく暗騒音レベルの低い地点を選定して行うこと。
なお、適宜固定測定点を設けて航空機騒音の年次的推移を把握することが望ましいこと。
- 3 測定は、運航方法及び気象条件を勘案して、年間を通じての平均的な航空機騒音の状況が把握できる時期を選定して行うこととし、航空機騒音の状況が時期によってほとんど変化しない場合は年1回以上、かなり変化する場合は四季ごとに1回(年4回)以上行うこと。
- 4 航空機騒音の評価は、測定されたピークレベル及び機数から1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワー平均して行うこととするが、運航方法又は気象条件が極めて特殊な日の値は除外すること。
なお、自衛隊等が使用する飛行場の周辺における測定結果の評価に際しては、自衛隊の現地部隊等の協力を求めて災害派遣、航空救難、緊急発進等の緊急的な離着陸を把握し、当該測定結果を除外して行うこと。

第3 その他

- 1 「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機又はピストン発動機を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、公共用飛行場にあつては、当該飛行場に離着陸する航空機であつて、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦練習の用に供されるものの年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。
また、自衛隊等が使用する飛行場にあつては、第2の4にいう緊急的な離着陸を除いた年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。

- 3 「離島にある飛行場」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域を有する離島、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島復興特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいうこと。
- 4 「第三種空港及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずるもの」とは、空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条但書により運輸大臣が許可した離着陸場であって、反復継続して使用されるものをいうこと。
- 5 「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうこと。

【航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定】

(昭和 55 年 5 月 23 日 神奈川県告示第 426 号)

改正 平成 8 年 5 月 10 日 神奈川県告示第 436 号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和 46 年政令第 159 号）第 2 項に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）第 1 の 1 の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、神奈川県環境部、神奈川県県央地区行政センター及び神奈川県湘南地区行政センター並びに関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

地域の類型	あてはめる地域
I	藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域で別図に表示する A 線によって囲まれた地域（都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域及び厚木飛行場の敷地の地域を除く。以下「指定地域」という。）のうち、同号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に掲げる用途地域として定められた地域以外の地域
II	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※ 別図は、本資料では省略した。

※ 横浜市は全域が地域指定の対象外となっている。

平成25年度
横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書
—道路・新貨物線・新幹線・環境・航空機—

平成26年11月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部
環境管理課監視センター
電話 (045) 671-3507
FAX (045) 641-3580
